

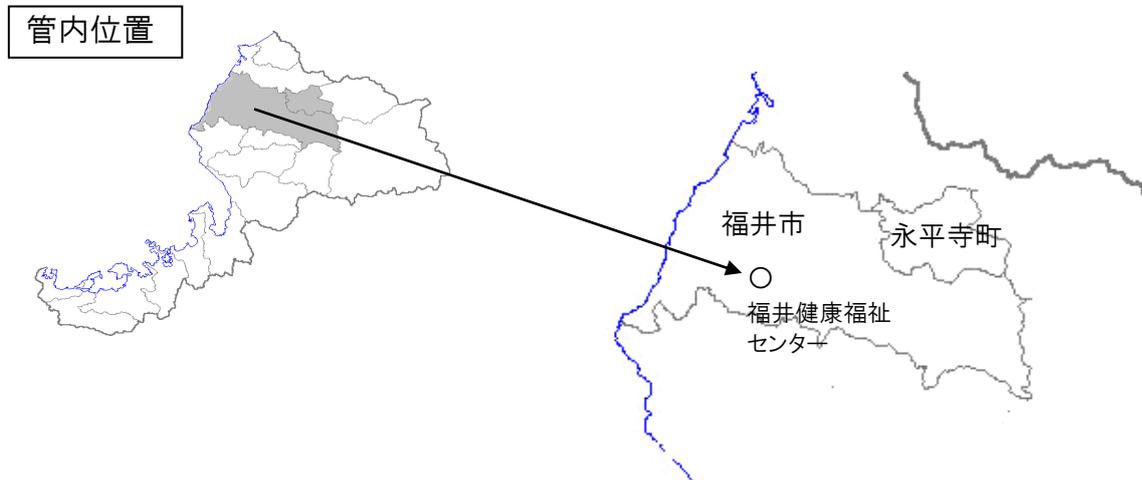
# 1 福井健康福祉センターの概要

## 1 管内の状況

福井健康福祉センター(以下「当センター」という。)の所管区域は、県都である福井市と吉田郡永平寺町の1市1町です。(※注)

管内は嶺北地方の中央部に位置し、人口は県内で最も多くなっています。また、公的医療機関をはじめとする医療施設に恵まれた環境にあります。特に、福井市には業務管理機能が集積しており、技術・研究機能や文化・学習機能が集まり、本県の都市機能の中核を担っています。

管内の産業は、都市部で商工業やサービス業を中心とする第三次産業が盛んですが、郊外部では農林業も盛んです。また、日本海に面する沿岸部は越前加賀海岸国定公園に指定された風光明媚な地域であり、内陸部は大本山永平寺や一乗谷朝倉氏遺跡等名所旧跡に恵まれた土地柄です。



※注 平成18年2月1日に福井市・足羽郡美山町・丹生郡越廼村・丹生郡清水町が合併して「福井市」に、2月13日に吉田郡松岡町・永平寺町・上志比村が合併し「吉田郡永平寺町」となりました。

表1 管内の市町別面積・人口

(平成30年4月1日現在)

区分 市町別	面積 (km <sup>2</sup> ) a	世帯数 b	人口 (人)			人口密度 (人/km <sup>2</sup> ) c/a	世帯当 り人口 c/b
			総数 c	男	女		
福井市	536.41	102,011	263,141	127,664	135,477	490.6	2.6
永平寺町	94.43	7,280	19,319	9,343	9,976	204.6	2.7
管内	630.84	109,291	282,460	137,007	145,453	447.8	2.6
福井県	4190.51	284,464	774,407	375,905	398,502	184.8	2.7
全国	377,973.89	57,477,037	12,790万人	6,239万人	6,551万人	338.4	2.2

注 面積:「全国都道府県市区町村別面積調」(平成29年10月1日現在、国土地理院)  
 県内人口・世帯数:「県の人口と世帯(推計)」(福井県総合政策部政策統計・情報課)  
 全国世帯数:「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」  
 (総務省自治行政局、平成29年1月1日現在)

全国人口:「人口推計」(総務省統計局)

表2 管内市町別人口動態実数および率

(平成28年)

種別 市町	人口 (10月1日現在)	出生数 (人口千対率)	死亡数 (人口千対率)	乳児 死亡数 (出生千対率)	新生児 死亡数 (出生千対率)	死産数			周産期 死亡数 (出産※2千対率)	婚姻数 (人口千対率)	離婚数 (人口千対率)
						総数 (出産※1千対率)	自然 (出産※1千対率)	人工 (出産※1千対率)			
福井県	772,396	6,112	9,228	16	8	146	70	76	26	3,453	1,119
		7.9	12.0	2.6	1.3	23.3	11.2	12.1	4.2	4.5	1.5
管内	281,853	2,318	3,145	3	0	62	29	33	9	1,315	436
		8.2	11.2	1.3	0.0	26.1	12.2	13.9	3.9	4.7	1.6
福井市	262,394	2,204	2,914	3	0	58	26	32	9	1,236	416
		8.4	11.1	1.4	0.0	25.6	11.5	14.1	4.1	4.7	1.6
永平寺町	19,459	114	231	0	0	4	3	1	0	79	20
		5.9	11.9	0.0	0.0	33.9	25.4	8.5	0.0	4.1	1.0

注 1)人口は平成28年10月1日現在の日本人口 2)乳児:生後1年未満 3)新生児:生後4週(28日)未満  
 4)出産※1:出生+死産 5)出産※2:出生+妊娠22週以後の死産  
 6)国、福井県の諸率および人口は、厚生労働省「平成28年人口動態統計(確定数)の概況」から  
 7)市町および管内の人口は、福井県政策情報統計課「福井県の推計人口」から  
 8)市町および管内の諸率は、福井県地域福祉課「平成28年福井県人口動態統計」から

表3 管内死因別死亡数および率(人口10万対)

(平成28年)

市町別 死因別		全国 (H28)	福井県 (H28)	管内	福井市	永平寺町
人口	数	125,020,252	772,396	281,853	262,394	19,459
総死亡	数	1,307,748	9,228	3,145	2,914	231
	率	1,046.0	1,194.7	1,115.8	1,110.5	1,187.1
悪性新生物	数	372,986	2,439	843	779	64
	率	298.3	315.8	299.1	296.9	328.9
心疾患	数	198,006	1,376	479	441	38
	率	158.4	178.1	169.9	168.1	195.3
肺炎	数	119,300	907	308	277	31
	率	95.4	117.4	109.3	105.6	159.3
脳血管疾患	数	109,320	814	279	259	20
	率	87.4	105.4	99.0	98.7	102.8
老衰	数	92,806	706	178	172	6
	率	74.2	91.4	63.2	65.6	30.8
不慮の事故	数	38,306	380	148	136	12
	率	30.6	49.2	52.5	51.8	61.7
腎不全	数	24,612	179	65	63	2
	率	19.7	23.2	23.1	24.0	10.3
自殺	数	21,017	131	54	52	2
	率	16.8	17.0	19.2	19.8	10.3
大動脈瘤 及び解離	数	18,145	126	45	41	4
	率	14.5	16.3	16.0	15.6	20.6
肝疾患	数	15,773	90	36	30	6
	率	12.6	11.7	12.8	11.4	30.8
慢性閉塞性 肺疾患	数	15,686	121	39	38	1
	率	12.5	15.7	13.8	14.5	5.1
糖尿病	数	13,480	105	32	30	2
	率	10.8	13.6	11.4	11.4	10.3
その他	数	268,311	1,854	639	596	43
	率	214.6	240.0	226.7	227.1	221.0

注1)市内および管内人口は「福井県の推計人口」から(いずれも平成28年10月1日現在の日本人口)

注2)市町および管内の諸率はセンターにて算出した((死亡数/人口)\*100,000)

表4 医療・薬事・保健・福祉施設総括表(全県)

(平成29年4月1日現在)

施設種別	経営主体区分	公共団体		社会福祉法人		その他の法人		その他		計		所管課
		施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	
生活保護	救護施設			1	140					1	140	地域福祉課
	医療保護施設			1						1	-	
地域福祉	地域福祉センター			3						3	-	老人福祉
	養護老人ホーム	1	100	8	440					9	540	
	軽費老人ホーム(A型)			2	100					2	100	
	軽費老人ホーム(ケアハウス)			16	809	2	50			18	859	
	有料老人ホーム			2	77	20	749			22	826	
	サービス付き高齢者向け住宅	1	12	17	715	30	702	1	26	49	1,455	
	老人福祉センター	4	475	8	1,160					12	1,635	
	介護実習・普及センター			2	-					2	-	
	地域包括支援センター	15	-	14	-	9	-			38	-	
	生活支援ハウス	1	10	6	67					7	77	
	老人憩いの家	2	-			2	-			4	-	
介護保険	指定介護老人福祉施設			70	4,468					70	4,468	長寿福祉課
	介護老人保健施設	3	180	6	607	26	2,237			35	3,024	
	指定介護療養型医療施設					17	385			17	385	
	指定訪問介護事業所			41		135				176	-	
	指定訪問看護ステーション	1	-	11	-	66	-			78	-	
	指定通所介護事業所			84	2,798	101	3,435			185	6,233	
	地域密着型通所介護			24	342	57	679			81	1,021	
	指定通所リハビリテーション事業所	6	-	6	-	52	-	5		69	-	
	指定短期入所生活介護事業所			99	1,064	11	250			110	1,314	
	指定認知症対応型通所介護事業所			26	320	37	385			63	705	
	指定小規模多機能型居宅介護事業所			32	716	53	1,341			85	2,057	
	指定夜間対応型訪問介護事業所					1				1	-	
	指定定期巡回随時対応訪問介護看護事業所			4	-	5	-			9	-	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所			3	83	10	247			13	330	
	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所			37	486	52	704			89	1,190	
	指定地域密着型介護老人福祉施設			33	826					33	826	
指定特定施設入居者生活介護事業所、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所			23	661	10	223			33	884		
身体障害者福祉	視覚障害者情報提供施設			1	-					1	-	障害福祉課
	身体障害者福祉センター			1	-					1	-	
障害福祉サービス	指定居宅介護事業所			26	-	81	-			107	-	
	指定短期入所事業所	2	-	44	96	9	17			55	113	
	指定療養介護事業所					2	210			2	210	
	指定生活介護事業所	1	(15)	26	(513)	16	(166)			43	(694)	
	指定自立訓練事業所			9	50 (82)	4	20 (38)			13	70 (120)	
	指定就労移行支援事業所			34	(306)	5	(38)			39	(344)	
	指定就労継続支援A型事業所			17	(380)	50	(990)			67	(1,370)	
	指定就労継続支援B型事業所			47	(1,161)	22	(383)			69	(1,544)	
	指定共同生活援助事業所			105	844	12	89			117	933	
	指定障害者支援施設			27	1,733					27	1,733	
指定一般相談支援事業所			22	-	3	-			25	-		
児童福祉	児童一時保護所	2	31							2	31	子ども家庭課
	助産施設	2	9	1	1	2	21			5	31	
	乳児院			2	32					2	32	
	児童自立支援施設	1	45							1	45	
	児童養護施設	1	40	4	171					5	211	障害福祉課
	児童家庭支援センター			4	-					4	-	
	児童発達支援センター	3	(65)	2	(30)	1	(10)			6	(105)	
	指定児童発達支援事業所	1	(15)	2	(20)	16	(150)			19	(185)	
	指定放課後等デイサービス事業所	2	(20)	10	(118)	42	(459)			54	(597)	
	指定保育所等訪問支援事業所	2	-	2	-	8	-			12	-	
	福祉型障害児入所施設			2	35					2	35	
	医療型障害児入所施設	1	50			2	210			3	260	
	母子生活支援施設			1	20世帯					1	20世帯	
	児童厚生施設	66	-	52	-					118	-	
保育所	106	9,390	87	8,890	2	166			195	18,446		
認定こども園	16	2,033	60	7,479	9	1,640			85	11,152		
母子福祉施設			1	-					1	-	子ども家庭課	
一時保護所(女性)	1	10							1	10		
婦人保護施設	1	15							1	15		
その他	低額診療施設			1	-	7	-			8	-	地域福祉課
	無料定額宿泊所					1	12			1	12	
	隣保館	5	-							5	-	
	ふくい健康の森					4	-			4	-	
計		247	12,400 (115)	1,169	35,210 (2,466) 20世帯	994	13,772 (2,234)	6	26	2,416	61,408 (4,815) 20世帯	

(注) ・上表の経営主体区分中「公共団体」は国・県・市町村直営、「社会福祉法人」は社会福祉法人設置経営のほか公立民営を含み、「その他の法人」は社団法人・財団法人・宗教法人・医療法人・株式会社・有限会社等、「その他」は私人である。

・( )は通所

・介護老人保健施設の定員数には、短期入所療養介護(ショートステイ)を含む。

## 2 沿 革

### 高志福祉事務所

- 昭和 26 年 10 月 高志地方事務所が発足(厚生係)
- 昭和 31 年 2 月 高志事務所・福祉課と改称
- 昭和 37 年 4 月 高志福祉事務所独立。民生課、保護課の 2 課制となる。
- 昭和 52 年 4 月 家庭児童相談室の新設
- 平成 9 年 4 月 松本合同庁舎から福井保健所庁舎内に事務所移転。  
民生課を地域福祉課に改称

### 福井保健所

- 大正 12 年 2 月 福井市毛矢町に木田簡易健康保健相談所を開設
- 昭和 19 年 10 月 旧保健所法(昭和 12 年法律第 42 号)に基づき、福井市毛矢町に福井保健所として発足
- 昭和 20 年 7 月 戦災により焼失、福井市内の仮庁舎(福井市役所・済生会病院など)で執務
- 昭和 22 年 9 月 保健所法の制定(昭和 22 年 9 月 5 日法律第 101 号)
- 昭和 24 年 3 月 福井市松陰町に木造庁舎を建設。A 級保健所に昇格し、4 課制(総務課・衛生課・保健予防課・普及課)となる。
- 昭和 25 年 森田保健所を統合
- 昭和 38 年 3 月 丹生郡殿下村が福井市編入により福井保健所の所管となる。
- 昭和 38 年 9 月 福井市西木田 1 丁目に新築移転
- 昭和 42 年 5 月 坂井郡川西町の福井市編入により、金津保健所川西支所を統合
- 昭和 43 年 11 月 川西支所を廃止
- 昭和 46 年 6 月 検査課を新設
- 昭和 53 年 4 月 と畜検査事務を食肉衛生検査所(新設)へ移管
- 昭和 55 年 4 月 衛生課を廃止し、食品衛生課・環境衛生課を新設、6 課制(総務課・食品衛生課・環境衛生課・検査課・保健予防課・普及課)となる。
- 平成 5 年 10 月 福井市西木田 2 丁目に新築移転
- 平成 6 年 7 月 保健所法から地域保健法に改正
- 平成 9 年 4 月 地域保健法の全面(完全)施行。課の名称変更(総務課・食品衛生課・環境衛生課・衛生検査課・健康増進課・保健指導課)
- 平成 10 年 4 月 福祉保健推進室を新設

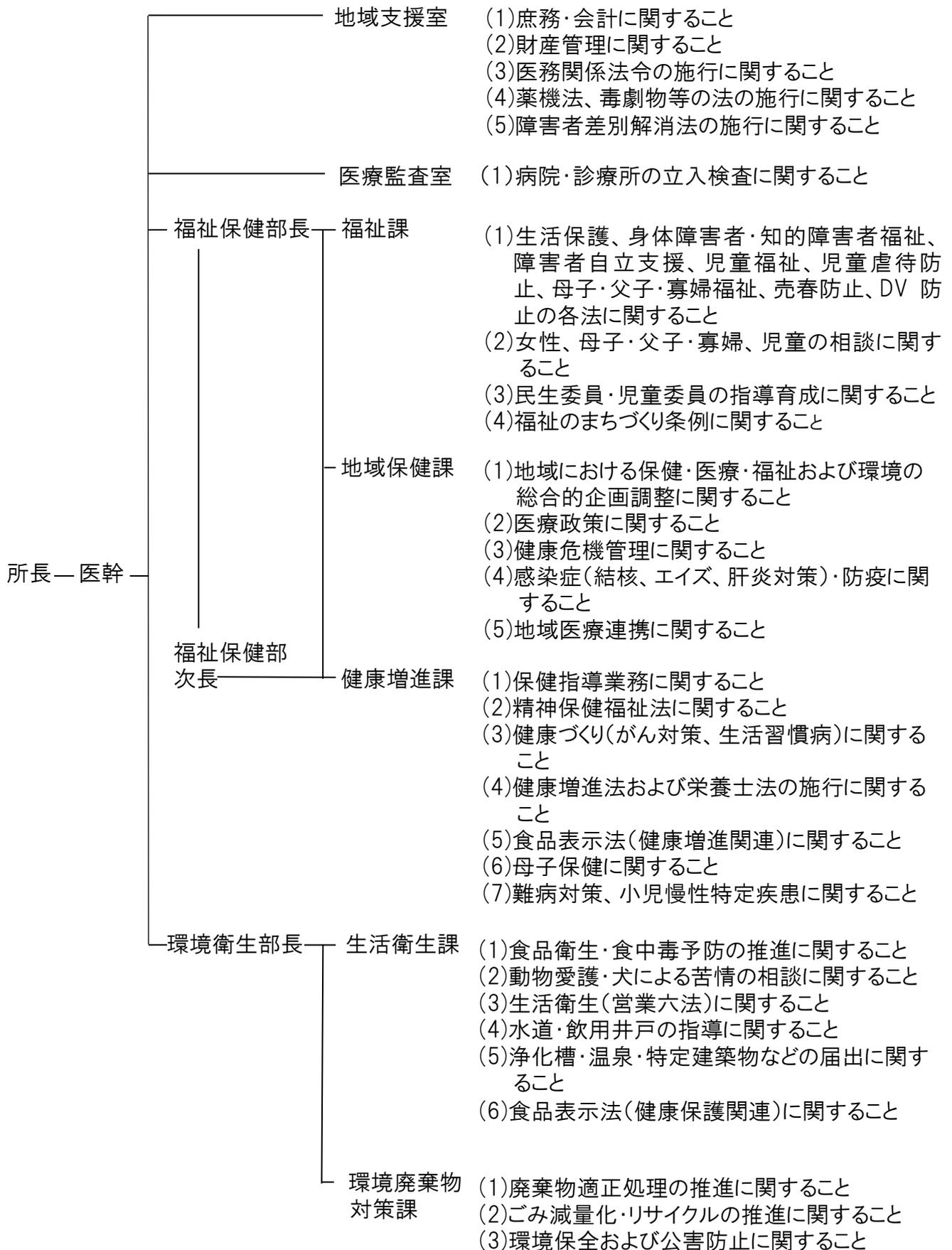
### 福井健康福祉センターとして統合

- 平成 12 年 4 月 高志福祉事務所と福井保健所が統合し、福井健康福祉センターとなる。  

{	<6課1室> 地域支援室
	福祉保健部・・・福祉課・健康増進課・保健指導課
	環境衛生部・・・生活衛生課・環境廃棄物対策課・衛生検査課
- 平成 18 年 4 月 丹生郡旧越廼村、旧清水町が福井健康福祉センターの所管となる(同年 2 月足羽郡美山町、丹生郡越廼村、清水町が福井市に編入合併。同月吉田郡松岡町、永平寺町、上志比村が合併し「永平寺町」となる)。
- 平成 22 年 4 月 保健指導課を廃止し、地域保健課を新設
- 平成 24 年 4 月 医療監査室を新設、検査事務を衛生環境研究センターへ移管し、衛生検査課を廃止。5課2室(地域支援室・医療監査室・福祉課・地域保健課・健康増進課・生活衛生課・環境廃棄物対策課)となる。

### 3 組 織

(平成 30 年 4 月 1 日現在)



#### 4 課・室別職種別職員配置表

(平成30年4月1日現在)

課室 種別	地域 支援 室	医療 監 査 室	福祉保健部			環境衛生部		合 計
			福 祉 課	地 域 保 健 課	健 康 増 進 課	生 活 衛 生 課	環 境 対 策 廃 棄 物 課	
事務吏員	7 (所長含む)	2	2	1	2	2	1	17
医師	1 (医幹)							1
獣医師						2		2
薬剤師	2	1		1		8 (部長含む)	1	13
保健師				6 (部長含む)	8 (次長含む)			14
診療放射線技師				2				2
歯科衛生士					1			1
化学							4	4
栄養士					2	1		3
社会福祉士			1					1
非常勤医師			(兼1)	2	1			3
相談員			3					3
団体職員						3		3
合計	10	3	6	12	14	16	6	67

※福井市併任職員を含む。

## 5 福井健康福祉センター運営協議会

保健、医療、福祉、環境に係る施策を地域住民の意向に沿って推進するために、当センターの運営に関する事項を審議する「運営協議会」を設置しています。

表1 福井健康福祉センター運営協議会開催状況 (平成29年度)

開催日	平成30年3月8日(木)
場所	当センター 3階 大会議室
議題	①前回いただいたご意見に対する対応状況 ②平成29年度主要事業について
主な発言	・保護者への歯科検診結果のお知らせについては、続けていくことが大切である。

表2 福井健康福祉センター運営協議会委員名簿 (平成30年4月1日現在)

区分	氏名	役職名
医療関係団体	安川 繁博	福井市医師会会長
〃	岡田 正二郎	福井市歯科医師会会長
社会福祉関係団体	吉田 敏貢	福井市社会福祉協議会会長
〃	砂村 洋子	永平寺町民生委員児童委員協議会 会長
学校関係	嶋 直美	福井市養護教諭部長
事業場	北野 憲太郎	福井食品衛生協会会長
一般住民	佐々木 恵美子	福井県食生活改善推進員連絡協議会 福井支部会長
〃	堀江 俊子	永平寺町女性連絡協議会代表
市 町	山田 幾雄	福井市福祉保健部長
〃	河合 永充	永平寺町長

(任期:平成30年4月1日~平成31年3月31日)

## 6 主な定期業務

(平成30年4月1日現在)

項目		日程	受付時間	備考
身体・知的障害者(児)相談		月曜日～金曜日	8:30～17:15	福井市の方は、「福井市福祉事務所」にご相談ください
母子(父子)家庭・寡婦相談				
女性相談				
家庭児童相談				
栄養成分表示相談		月曜日～金曜日	9:00～17:00	予約制
エイズ・肝炎相談		月曜日～金曜日	8:30～17:15	
エイズ検査	即日検査	毎月第2月曜日	9:00～10:30	予約制
	通常検査	毎月第1・3・4・5月曜日	14:00～16:00	
	夜間・通常検査	毎月第4火曜日	17:00～19:00	予約制
肝炎検査	通常検査	毎月第1・3・4・5月曜日	14:00～16:00	
		毎月第2月曜日	9:00～10:30	
	夜間検査	毎月第4火曜日	17:00～19:00	予約制
精神保健 相談	精神科医師による	毎月第1・3木曜日	14:00～16:00	予約制
	保健師による	月曜日～金曜日	8:30～17:15	できれば 事前に連絡

## 2 医務

### 1 医療施設の状況

医療機関を開設する場合や構造設備等を変更する場合には許可申請を、廃止する場合や診療日時、科目等に変更があった場合には届出が必要となっています。当センターではそれらの申請・届出を受理し、審査・集計を行っています。

県では、「医療情報ネットふくい」(※)としてホームページを開設し、診療科目や医師・看護師等医療従事者の配置状況などを広く県民にお知らせしています。

(※福井県ホームページ <http://www.pref.fukui.lg.jp/> から入る場合は、

「救急医療情報」→「医療情報ネットふくい」 <http://www.qq.pref.fukui.jp/qqport/kenmintop/> )

表 1 医療施設数および病床数

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

項目 市町別	医療施設数			病床数							
	病院	一般診療所		歯科診療所	一般	療養	結核	精神	感染症	計	
平成 28 年度	28	269		144	4,100	974	24	1,282	8	6,388	
平成 29 年度	28	有床 41	無床 232	計 273	145	4,084	989	24	1,201	8	6,306
福井市	27	41	220	261	138	3,525	989	24	1,160	8	5,706
永平寺町	1	0	12	12	7	559	0	0	41	0	600
福井県	68	575		296	7,410	2,159	35	2,296	20	11,920	
全 国	8,401	101,837		68,791	997,857	325,222	5,347	334,258	1,841	1,664,525	

### 2 医療従事者数

国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師および業務に従事する看護職・歯科衛生士・歯科技工士は、2年に一度、12月31日現在における氏名や住所地、就業地を、翌年1月15日までに届け出ることが義務付けられています。当センターではそれらの届出を受理し、審査・集計を行っています。

表2 管内従事医師、歯科医師および薬剤師数 (平成28年12月31日現在)

	医師				歯科医師	薬剤師
	総数	医療施設従事者	左以外従事者	その他 (無職・不詳含む)		
福井市	940	910	25	5	198	665
永平寺町	389	368	21	0	17	86
福井管内	1,329	1,278	46	5	215	751
福井県	2,002	1,922	73	7	434	1,426
全国	319,480	304,759	12,403	2,318	104,533	301,323

(厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」)

表3 管内看護職、歯科衛生、歯科技工士就業数 (平成28年12月31日現在)

	保健師	助産師	看護師	准看護師	歯科衛生士	歯科技工士
福井市	232	131	4,215	1,096	313	115
永平寺町	20	20	785	26	14	6
福井管内	252	151	5,000	1,122	327	121
福井県	549	242	8,497	2,953	698	268
全国	51,280	35,774	1,149,397	323,111	123,831	34,640

(厚生労働省「衛生行政報告例」・「業務従事者届」)

### 3 病院・診療所の立入検査

医療法第25条第1項の規定に基づき、病院、診療所が定められた人員、構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査することにより、科学的でかつ、適正な医療を行う場にふさわしいものとするを目的として立入検査を実施しています。

平成24年度から当センターに医療監査室を設置し、それまで嶺北4健康福祉センターで行っていた立入検査業務を集約して、嶺北全域の立入検査を実施しています。

<実施頻度>

病院:1回/年      有床診療所:1回/3年      無床診療所・歯科診療所:1回/5年

表 立入検査立入施設数 (平成29年度)

	福井	坂井	奥越	丹南	嶺北計	福井県
病院	27	7	6	18	58	68
有床診療所	16	1	0	7	24	26
無床診療所	21	11	15	33	80	93
歯科診療所	5	8	0	23	36	43
合計	69	27	21	81	198	230

# 4 薬務

## 1 薬事関係施設の状況

薬局の開設、医薬品や医療機器等の製造販売をする場合には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（※旧薬事法）に基づき、許可・届出が必要となります。

管内の薬事関係施設数は県内全施設数の半数を占め、特に医療機器販売・貸与業が多く、また大手医薬品会社の営業所となる卸売販売業が管内に集中しています。

表1 薬事関係施設数および監視数

(平成30年3月31日現在)

区分		施設数				監視数	
		福井県	福井市	永平寺町	管内		
医薬品	薬局	291	112	7	119	93	
	製造業	15	2	-	2	4	
	薬局製造業	28	11	-	11	12	
	製造販売業	第1種	1	-	-	-	-
		第2種	5	-	-	-	-
		薬局	28	11	-	11	12
	店舗販売業	212	71	5	76	38	
	卸売販売業	80	59	-	59	42	
	薬種商販売業	3	1	-	1	1	
	配置販売業	105	7	-	7	1	
医薬部外品	製造業	6	3	-	3	1	
	製造販売業	9	6	-	6	3	
化粧品	製造業	14	6	-	6	4	
	製造販売業	13	8	-	8	5	
再生医療等製品	販売業	11	8	-	8	10	
医療機器	製造業	99	25	-	25	12	
	修理業	44	41	-	41	21	
	製造販売業	第1種	6	4	-	4	1
		第2種	5	-	-	-	-
		第3種	59	17	-	17	7
	販売業	高度管理医療機器等	379	215	8	223	113
		管理医療機器	1540	779	37	816	23
	貸与業	高度管理医療機器等	135	91	3	94	39
管理医療機器		55	33	-	33	0	
計		3,143	1,510	60	1,570	442	

当センターでは、開設時などの通常監視指導のほか、「医薬品等一斉監視指導」、「医療機器等一斉監視指導」の各強化期間に監視指導を実施し、医薬品販売業者に対しては、医薬品等の品質管理や購入者に対する適切な情報提供や薬剤師および登録販売者等の配置などについて、医療機器販売業者等に対しては、販売管理体制などについて指導しています。

## 2 毒物劇物関係施設の状況

毒物または劇物を販売する場合や販売または授与の目的で製造等を行う場合、「毒物及び劇物取締法」に基づく登録・届出が必要となります。

管内の施設数は次表のとおりで、これらの施設に対し、毒物・劇物の流失等の事故防止や盗難防止を図るため、保健衛生上の見地から、適切な管理に必要な取締りを行っています。

表2 毒物劇物関係施設数および監視数 (平成30年3月31日現在)

区分		施設数				監視数
		福井県	管内			
			福井市	永平寺町		
毒販 劇物 業	一般	328	155	4	159	75
	農業用品目	134	22	5	27	4
	特定品目	21	11	-	11	1
業取 務上 者	電気メッキ業	18	4	-	4	0
	金属熱処理業	-	-	-	-	-
	運送業	9	3	1	4	0
毒劇物製造業者		40	13	-	13	8
毒劇物輸入販売業者		4	3	-	3	0
特定毒物研究者		9	5	2	7	0
計		563	214	12	226	88

## 3 薬物乱用防止対策

薬物乱用を許さない社会環境づくりを推進するため、薬物乱用防止指導員の協力を得て、街頭キャンペーンや大学、高等学校、中学校、および小学校等での薬物乱用防止教室を実施し、麻薬、覚せい剤、大麻等の薬物に対する正しい知識と薬物乱用による悪影響について広報啓発活動を行っています。

また、麻薬や向精神薬の適正使用や紛失・盗難防止の徹底を図るため、これらの薬物を治療目的で取り扱っている医療機関や薬局等の施設に対し立入検査を実施し、適切な保管管理等について指導しています。

表3 麻薬・向精神薬等取扱施設数および監視数（平成30年3月31日現在）

区分	管内取扱施設数	監視数
薬局	119	93
病院等	445	98
その他	61	61

表4 薬物乱用防止対策啓発実施状況（平成29年度）

啓発活動	実施期間	内容
不正大麻・けし撲滅運動	5月1日～6月30日	植えてはいけないけし等パトロールを実施
「ダメ。ゼッタイ。」普及運動	6月20日～7月19日	「ダメ。ゼッタイ。」ヤング街頭キャンペーンの実施および国連支援募金活動
麻薬・覚せい剤乱用防止運動	10月1日～11月30日	大学祭等でキャンペーンを実施
薬物乱用防止教室の開催	随時	小学校43校、中学校29校、高等学校13校、大学3校で薬物乱用防止教室を開催

## 4 血液事業

献血により得られた血液を原料とした血液製剤の安定供給の推進と、広く県民各層に献血に関する理解と協力を求めるため、「愛の血液助け合い運動」(7月)や「はたちの献血キャンペーン」(1月～2月)として、街頭キャンペーン等の普及啓発活動に協力しています。

表5 移動採血車による献血状況 単位：人

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
福井県	21,950	20,483	20,000	19,782	20,410	18,295
福井市	8,840	7,794	7,757	7,391	8,760	6,761
永平寺町	456	397	265	365	300	376

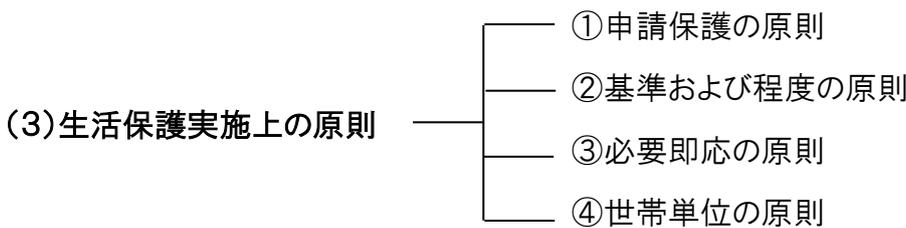
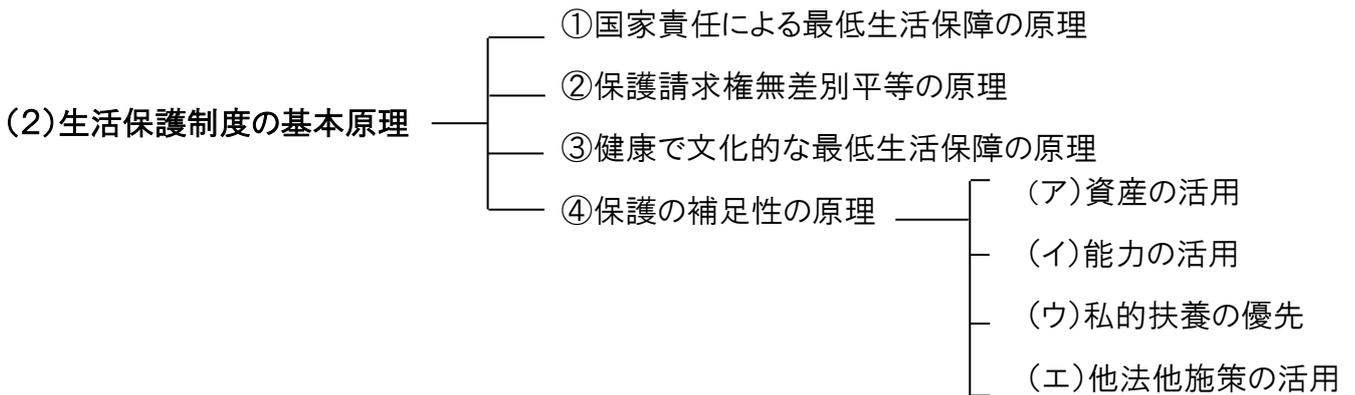
(福井県赤十字血液センター調べ)

# 5 生活保護・生活困窮者自立支援

## 1 生活保護制度

### (1)生活保護制度の目的

生活保護は、日本国憲法第25条に規定する理念により、昭和25年に制定された生活保護法に基づいて、生活に困窮する全ての国民に対して、その困窮の程度に応じた必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。



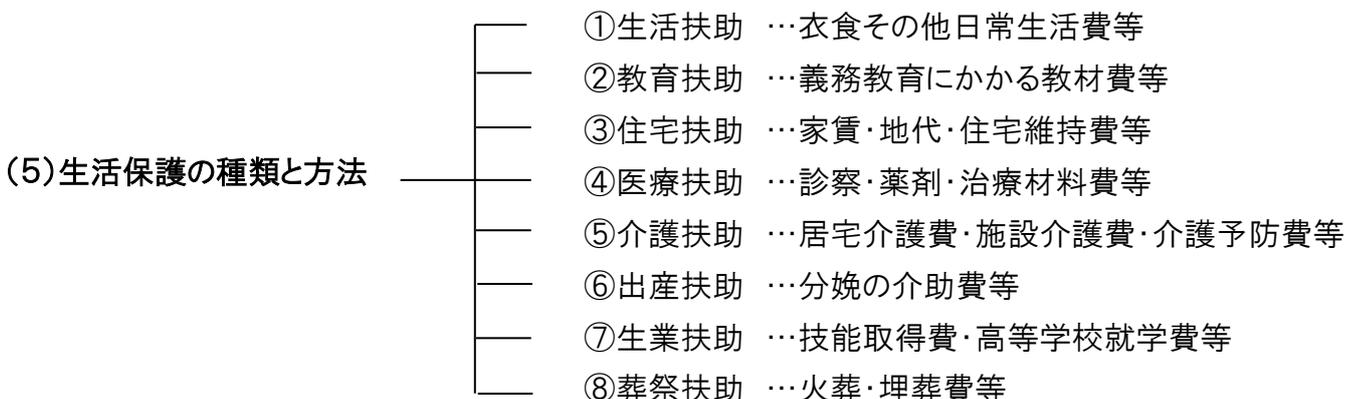
### (4)保護の要否

保護が受けられる場合

最低生活費	
収入	保護費

保護が受けられない場合

最低生活費
収入



## (6)実施状況

管内(永平寺町分)における生活保護受給者は、10年前の平成19年度には22世帯25人でしたが、平成29年度は33世帯37人に増加しています。(いずれも当該年度の平均、表1)

世帯の構成人員、年齢区分別被保護人数(表2)については昨年度とほぼ変化はありませんが、世帯類型では高齢者世帯が微増しています(表3)。

管内の被保護世帯は、高齢者、傷病者・障害者が全体の8割以上を占めており(表3)、町、民生委員、医療機関、介護サービス事業所等と密接な連携をとりながら、適切な援助方針を立てて支援を行っています。また、稼働年齢層の被保護者については就労意欲の喚起を図り、福井公共職業安定所が実施する生活保護受給者等就労自立促進事業の活用を図る等、経済的自立への支援を行っています。

表1 被保護世帯の構成人員の状況(永平寺町内) (平成30年4月1日現在)

区 分	1人	2人	3人	4人	5人	6人	計
28年度(世帯数)	30	4	0	0	0	0	34
29年度(世帯数)	29	4	0	0	0	0	33
29年度構成比(%)	87.9	12.1	0.0	0.0	0.0	0.0	100

表2 年齢区分別被保護人員(永平寺町内) (平成30年4月1日現在)

区 分	幼少年年齢層			稼働年齢層				高齢年齢層			計
	0 ～ 5 歳	6 ～ 14 歳	小 計	15 ～ 19 歳	20 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	小 計	65 ～ 69 歳	70 歳 以上	小 計	
28年度(人)	0	0	0	0	11	6	17	5	16	21	38
29年度(人)	0	0	0	0	12	5	17	5	15	20	37

表3 被保護世帯の世帯類型の状況(永平寺町内) (平成30年4月1日現在)

区 分	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	その他の世帯	計
28年度(世帯数)	15	0	13	6	34
29年度(世帯数)	16	0	12	5	33
29年度構成比(%)	48.5	0.0	36.4	15.1	100

## 2 生活困窮者自立支援制度

### (1)生活困窮者自立支援制度の目的

平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、自立相談支援事業、住宅確保給付金事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業を行っています。この制度は、生活保護に至る前の段階から生活困窮者の自立を促進するための支援を行うことで、困窮状態からの早期脱却や貧困の連鎖の防止を図ることを目的としています。管轄区域は生活保護と同じく永平寺町1町となっています。

平成29年度の新規相談受付件数は 3件、就労者数は 1人、生活保護受給に至った方は1人でした(表4)。また、平成29年度の学習教室参加者数は、小学生 5人、中学生 4人、延べ158人でした(表5)。

### (2)生活困窮者自立支援制度の内容

- ①自立相談支援 …相談者の状況や抱えている問題をアセスメントし、自立に向けたプランを個別に作成し支援をします。
- ②住居確保給付金 …離職等により住居を失った、もしくは失うおそれのある場合、就職にむけた活動を条件に家賃相当額を一定期間給付します。  
(収入・資産の要件あり、支給期間:原則3か月)
- ③就労準備支援 …直ちに就労することが困難な方に、一般就労に向けた支援および就労機会の提供を行います。
- ④家計相談支援 …相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画作成や関係機関へのつなぎ、貸付のあっせん等により早期の生活再建を支援
- ⑤子どもの学習支援 …生活困窮家庭等の小学生・中学生を対象とする学習教室の実施

表4 自立相談支援状況

年 度	新規相談 受付件数	就労者数	増収者数	生活保受 給開始者
平成28年度	5件	0件	0件	2件
平成29年度	3件	1件	1件	1件

表5 学習教室参加者数

年 度	小学生		中学生	
	実人員	延人員	実人員	延人員
平成28年度	3人	61人	5人	53人
平成29年度	5人	117人	4人	41人

## 6 児童福祉

県では、「第三次福井県元気な子ども・子育て応援計画」を策定し、子育て支援のための様々な施策を実施しています。当センターにおいても、市町や児童相談所等と連携し、児童福祉の推進に努めています。

### 1 家庭相談員による相談支援

家庭相談員が関係機関と緊密な連携をとりながら、必要な相談・援助にあたっています。

表1 家庭相談員の相談受付状況

事項 件数等	養護相談		保健 相談	障害相談						非行相談		育成相談				その 他の 相談	合 計	
	児童 虐待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 障 害 等 発 達	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	し っ け			
28 年 度	延件数	0	193	9	0	0	5	0	5	29	0	0	53	17	37	52	8	408
	実人数	0	15	2	0	0	2	0	2	3	0	0	13	2	7	14	4	64
	延件数 構成比 (%)	0.0	47.3	2.2	0.0	0.0	1.2	0.0	1.2	7.1	0.0	0.0	13.0	4.2	9.1	12.7	2.0	100.0
29 年 度	延件数	0	85	0	5	0	5	0	0	15	0	0	80	115	26	41	12	384
	実人数	0	6	0	1	0	2	0	0	1	0	0	10	5	4	6	1	36
	延件数 構成比 (%)	0.0	22.1	0.0	1.3	0.0	1.3	0.0	0.0	3.9	0.0	0.0	20.8	29.9	6.8	10.7	3.2	100.0

### 2 児童虐待防止専門研修会の開催

主任児童委員、保育士、幼稚園・小中学校教員等を対象とした児童虐待防止専門研修会を年1回開催しています。

表2 児童虐待防止専門研修会実施状況 (平成29年度)

開催日・会場	内容	講師	参加者
平成30年3月16日 福井県社会福祉 センター	講演「地域における児童虐待防止 ～事例をとおして考える～	福井市男女共同参画・ 子ども家庭センター 子育て支援室・相談室 室長 安井 弘二 氏	34人

## 7 障害者(児)福祉

県では、「第6次福井県障害者福祉計画」を策定し、障害者が住みなれた地域で安心して生きがいのある暮らしができる社会の実現に向けて、様々な取り組みを行っています。

当センターにおいても、身体障害者手帳の交付、傷害児福祉手当・特別障害者手当の給付等を行い、身体障害者の福祉の向上に努めています。

### 1 身体障害者手帳の交付

補装具、各施設入所などの各種援助を受ける場合や、税の減免、鉄道運賃の割引などのサービスを受ける場合の身体障害者の証票として交付しています。

表1 健康福祉センター別身体障害者手帳交付者数

(平成30年3月31日現在)

健康福祉センター名	福井	坂井	奥越	丹南		二州	若狭	合計
				鯖江	武生			
29年度	13,211	5,781	3,467	4,552	4,380	4,600	2,906	38,897

表2 管内障害等級別身体障害者手帳認定件数(福井市・永平寺町内)(平成30年3月31日現在)

	重度障害者		3級	4級	5級	6級	計
	1級	2級					
視覚	305	246	62	49	122	62	846
聴覚・平衡	57	233	151	272	10	471	1,194
音声・言語・そしゃく	19	11	67	51			148
肢体	1,663	1,739	2,759	3,741	851	499	11,252
内部	2,181	110	856	1,230			4,377
計	4,225	2,339	3,895	5,343	983	1,032	17,817

※認定件数は複数の障害を持つ方がいるので交付者数を上回る

### 2 特別障害者手当等の支給

身体または精神の重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の最重度障害(児)者について、その負担を軽減する手段として手当を支給しています。

表3 特別障害者手当等の受給者数

(平成30年3月31日現在)

手当の名称	手当の額	永平寺町	額の改定 平成30年4月～
特別障害者手当	26,810円/月	(17) 15	26,940円/月
障害児福祉手当	14,580円/月	(9) 8	14,650円/月

※ ( )内は平成29年3月31日現在の数値

### 3 福祉のまちづくり

#### (1)福祉のまちづくり条例

障害者や高齢者を含む全ての方が、自らの意思で自由に社会生活活動に参加できるよう、県では「福祉のまちづくり条例」を定め、官公庁施設、医療施設、社会福祉施設、商業施設など、多数の方が利用する施設で、障害者用駐車場や点字ブロックなどの設置、段差の解消などのバリアフリーを推進しています。

表4 「福祉のまちづくり条例」適合証交付施設数 (平成30年3月31日現在)

機関名 (所管区域)	医療 施設	社会 福祉 施設	商業 施設	教育 施設	集会 施設	公益 事業 施設	共同 住宅 その他	合計
当センター (永平寺町)	(1) 1	(5) 5	(0) 1	(1) 1	(2) 2	(1) 1	(0) 0	(10) 11

※ ( )内は平成29年3月31日現在の数値

#### (2) ハートフル専用パーキング利用証制度

県では平成19年10月から、公共施設やショッピングセンターなどで、障害者などが、駐車場を快適に利用できるよう、ハートフル専用パーキング(身体障害者等用駐車場)制度を実施しています。ハートフル専用パーキングは、利用証をお持ちの方がご利用いただける駐車場で、障害者、高齢者、けがをされている方、妊娠中や産後の方など歩行が困難な方に、県内共通の「ハートフル専用パーキング(身体障害者等専用駐車場)利用証」を交付しています。

表5 利用証交付数・協定施設数 (平成30年3月31日現在)

	福井市・永平寺町内
利用証交付数	(3,783) 4,308
協定施設数	(265) 266

※ ( )内は平成29年3月31日現在の数値

## 8 女性福祉

婦人保護事業は、当初、「売春防止法」に基づき実施されてきましたが、近年、個人の尊厳を脅かす配偶者等からの暴力(いわゆるドメスティック・バイオレンス、DV)や男女問題、離婚問題など女性をとりまく問題は、社会状況の変化とともに大きく変わってきています。

当センターでは、DV被害者等に対して、女性相談員が関係機関と緊密な連携をとりながら、必要な相談・援助にあたっています。

また、関係機関の職員を対象に、DVに関する制度の理解促進、相談対応の技術向上等を図るために、DV事例検討会を年1回開催しています。

表 女性相談受付状況

事項 (その1)  件数等	人間関係																	
	夫等		子供			親族			交際相手			家庭不和	その他の者の暴力	男女問題	ストーカー被害	その他	小計	
	夫の暴力	離婚問題	夫の酒乱問題	子供の暴力	養育不能	子供の問題	親の暴力	他の親族の暴力	他の親族の問題	交際相手の暴力	交際相手の暴力							交際相手の問題
28年度 件数	73	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	7	82
29年度 件数	57	64	0	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	126

事項 (その2)  件数等	経済関係				医療関係				その他			合計
	生活困窮	求職	借金その他	小計	精神的問題	妊娠・出産	病気のその他	小計	帰住住宅先問題	その他	小計	
28年度 件数	2	3	0	5	0	3	0	3	6	0	6	96
29年度 件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	126

## 9 母子・父子・寡婦福祉

県では、「第4次福井県ひとり親家庭自立支援計画」を策定し、ひとり親家庭の支援のための様々な施策を実施しています。

このうち、当センターにおいて、母子・父子自立支援員が母子・父子・寡婦のあらゆる相談に応じ、精神的、経済的自立に必要な助言指導を行っています。

事 項 件数等			生 活 一 般						児 童				生 活 支 援					計
			住 宅	医 療	家 庭 紛 争	就 労	養 育 費	そ の 他	養 育	教 育	非 行	そ の 他	母 子 福 祉 資 金	寡 婦 福 祉 資 金	児 童 扶 養 手 当	生 活 援 護	そ の 他	
28 年度	28 年度	相談 件数	2	0	9	7	0	21	2	2	0	0	4	1	0	0	3	51
		相談 回数	9	0	37	58	0	73	14	13	0	0	13	22	0	0	13	252
29 年度	29 年度	相談 件数	0	1	6	5	2	17	0	4	0	0	6	1	0	0	3	45
		相談 回数	0	24	58	31	9	68	0	23	0	0	24	33	0	0	5	275

表2 支援制度一覧（主なもの）

（平成30年4月1日現在）

項 目	内 容
児 童 扶 養 手 当	父または母と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(政令で定める程度の障害の状態にある場合は20歳未満の児童)を監護する母、または監護し、かつ、生計を同じくする父、もしくは父母にかわってその児童を養育している方に支給されます。
ひ と り 親 家 庭 医 療 費 助 成 事 業	母子(父子)家庭の母(父)および児童、または一人暮らしの寡婦の医療費が無料になります。
母子父子寡婦福祉資金 貸付金	ひとり親家庭および寡婦の生活の安定と児童の福祉を推進するために、各種資金の貸付を行っています。
ひとり親家庭児童の学習 支援	ひとり親家庭となり家庭環境が変化した児童・生徒をサポートし、義務教育の段階から学習意欲の低下を防ぐため、学習ボランティアによる学習の支援を行います。

# 10 感染症対策

感染症に関する正しい知識の普及や流行予測調査の広報を行うなど、感染症発生の予防に努めています。

一方、感染症発生時には、拡大防止のため、患者が適正な医療を受けることができるよう支援したり、感染の拡がりの調査、消毒や手洗い等の指導、接触者の健康診断等を実施しています。

また、結核やエイズ、肝炎についても感染防止、治療支援、相談等の対応をしています。

## 1 感染症対策

### (1) 感染症発生時対応

医師からの感染症発生届や社会福祉施設等からの集団感染事例の報告を受けたときは、感染経路等を究明し、感染拡大を防止するため、必要に応じ発症までの行動、職業、家族構成、食事内容などを調査します。また、当該感染症の特性によっては、入院勧告、消毒命令、就業制限、接触者（患者と身近に接した家族、友人、グループなど）の健康診断、二次感染予防の指導を行うこともあります。

表1 感染症発生届出状況

(平成29年12月31日現在)

感染症発生届出疾患		管内（件）	福井県（件）
1類		0	0
2類	結核	58	140
3類	腸管出血性大腸菌感染症	14	30
4類	E型肝炎	0	1
	オウム病	0	1
	重症熱性血小板減少症候群	0	2
	つつが虫病	2	2
	レジオネラ症	10	21
5類	アメーバ赤痢	3	4
	ウイルス性肝炎	1	1
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	4	10
	クロイツフェルト・ヤコブ病	2	2
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	2	4
	後天性免疫不全症候群	1	1
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	3	3
	侵襲性肺炎球菌感染症	18	25
	水痘	1	1
	梅毒	18	23
	播種性クリプトコックス症	1	1

注 感染症は、症状の重さや病原体の感染力の強さなどにより、1類から5類までの5種類に分類されています。

## (2) 感染症発生動向調査(感染症サーベイランス事業)の実施

感染症の発生情報を把握し、そのデータを分析し、県民や医療関係者に提供・公開しています。全数届出対象疾患はその都度、定点把握対象疾患(5類感染症のうち26疾患(平成30年1月改正により25疾患))は、週単位、月単位に患者数を報告してもらい、当センター分を入力します。福井県衛生環境研究センターが全県分の集計分析を行って、市町・医療機関など関係機関に還元し、予防対策に役立ててもらっています。

管内で流行している感染症については、警報を発すると共に、当センターのホームページにも予防方法も含めて掲載し、注意を呼びかけています。さらに、必要に応じ流行中の感染症の原因ウイルスを明らかにし、予防に役立てるための病原体検査を実施します。

## (3) ライフステージ別感染症予防教室の開催

感染症の知識の普及を図るため、様々な機会を通して各種団体への講義などを実施しました。また、高齢者・障害者福祉施設や保育園等の職員を対象とし、施設内で感染症が発生した際の感染拡大防止に関する研修会等を開催しました。

表2 ライフステージ別感染症予防教室(エイズ予防関連除く)開催状況 (平成29年度)

開催日	対象者	内容	参加(人)
6月13日	永平寺町内の高齢者施設、障害者施設、児童福祉施設の感染管理者および担当者 (於:永平寺町開発センター)	平成29年度感染症対策研修会 【基礎編】 講義「感染症の標準予防策」 実演「正しい吐物処理手順について」	47
8月25日	福井市内の公私立保育園・認定こども園の園長 (於:フェニックスプラザ)	平成29年度公私立保育園・認定こども園園長研修会「感染症対策について」	83
10月24日	老人・障害者福祉施設、事業所の看護職員 (於:福井県社会福祉センター)	平成29年度老人・障害者福祉施設看護職員研修会 「感染対策の基礎知識について」	50
10月26日	高齢者施設、障害者施設、児童福祉施設の施設責任者および感染症担当者 管内市町関係課職員 (於:福井健康福祉センター)	平成29年度感染症対策研修会 【基礎編】 講義「感染症の標準予防策」 実演「正しい吐物処理手順について」	324
10月27日		【実践編】 講義「事例から学ぶ平時からの衛生管理・健康管理の重要性」	
10月31日		グループワーク「こんな時あなたはどのように対応する?～感染症発生事例から～」	
11月14日		【特別講演】 「入所施設における疥癬を中心とした皮膚疾患への対応」	

#### (4) 定期予防接種実施状況の把握

予防接種は、平成6年の法改正により、義務接種から勧奨接種となり、接種方法も集団接種から個別接種へ切り替えられ、市町が主体となって行っています。当センターでは、管内の定期予防接種実施状況や予防接種副反応疑い報告<sup>\*1</sup>、予防接種事故状況<sup>\*2</sup>等を把握しています。

##### \*1 予防接種副反応疑い報告

予防接種後にまれに健康被害が現れることがあります。保護者等から相談を受けた市町は、適切に対応するとともに、県を經由して国へ報告しています。

〔報告内容の例〕

- ・ 頭痛、倦怠感、食欲不振で経過観察し1か月で消失
- ・ 接種部位の掻痒感と発赤、腫脹、化膿、潰瘍等

##### \*2 予防接種事故状況

市町は、予防接種に係る事故の発生防止に努めるとともに、事故が発生した場合には迅速に把握できる体制を取っています。健康被害につながるおそれのある事故であれば、県を經由して国へ報告することとされています。

〔報告内容の例〕

- ・ 日本脳炎を1期初回接種後6か月にならない時期に追加接種
- ・ 4種混合ワクチンを生後3か月に満たない時期に接種
- ・ 有効期限を超過したワクチンを接種

## 2 結核対策

### (1) 結核発生動向

結核患者数は、医療や生活水準の向上により減少傾向にあるものの、全国ではなお年間2万人弱の新登録患者が発生しています。特に近年、抗結核薬が効かない多剤耐性結核の発生、住所不定者や外国人などの感染、高齢者における再発など、課題がみられています。

当センター管内では、新しく結核患者として届出があった患者(新登録患者)は、ほぼ横ばいの状態ですが、外国人の患者は増加傾向にあります。

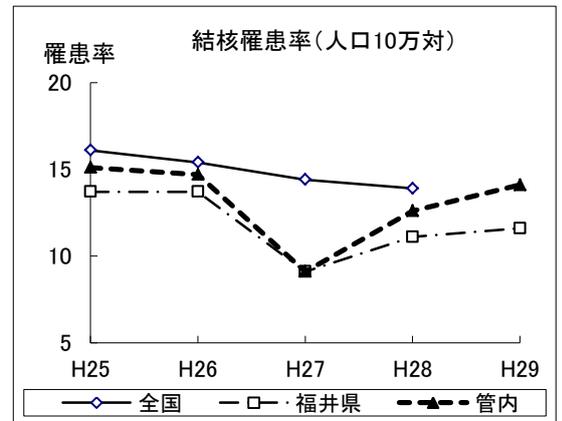


表3 新登録患者の年次推移(潜在性結核感染症は除く)

区分	25		26		27		28		29	
	患者数	罹患率	患者数	罹患率	患者数	罹患率	患者数	罹患率	患者数	罹患率
全 国	20,495	16.1	19,615	15.4	18,280	14.4	17,625	13.9		
福 井 県	109	13.7	108	13.7	72	9.1	87	11.1	90	11.6
管 内	43	15.1	42	14.7	26	9.1	36	12.6	40	14.1

(罹患率：人口10万対)

表4 新登録結核患者年齢別活動性分類

(平成29年)

年齢別	活動性分類	活 動 性 結 核							肺 外 核 結 活 動 性	潜在性結核感染症(別掲)	新登録患者に占める割合(%)	
		総 数	肺 結 核 活 動 性					其 他 の 結 核 菌				菌 陰 性 ・ 其 他
			総 数	喀 痰	塗 抹	陽 性						
				総 数	初 回 治 療	再 治 療						
計	40	28	12	9	3	14	2	12	18	100.0		
0~4									1			
5~9												
10~14												
15~19									2			
20~29	3	3	1	1		1	1		6	7.5		
30~39	3	1				1		2	1	7.5		
40~49									2			
50~59	6	4	2	1	1	1	1	2	2	15.0		
60~69	4	4	1		1	3			4	10.0		
70以上	24	16	8	7	1	8		8		60.0		

また、毎年12月31日時点で登録されている結核患者を、病状と治療状況により「活動性結核」と「不活動性結核」に分類し、患者数を把握しています。

表5 全登録患者市町別活動性分類

(毎年12月31日現在)

市町別	活動性分類	登録者総数	活動性結核								不活動性結核	活動性不明	潜在性結核感染症(別掲)	有病率 (人口10万対)
			総数	肺結核活動性			登録時喀痰塗抹陽性		肺外核活動性					
				総数	初回治療	再治療	登録時その菌	登録時他の結核菌						
管内	29	77	27	19	9	6	3	9	1	8	48	2	35	9.5
	28	78	20	18	8	7	1	6	4	2	50	8	46	7.0
福井市	29	74	25	18	9	6	3	8	1	7	47	2	35	9.5
	28	76	20	18	8	7	1	6	4	2	48	8	46	7.5
永平寺町	29	3	2	1				1		1	1			10.3
	28	2									2			0.0

## (2) 結核定期健康診断

結核定期健康診断は、感染症法に基づき、市町村長および事業所、学校、施設の長が実施義務者となって行います。高齢者などの感染ハイリスク者、医療従事者や教育関係者等、発病すると周囲に感染を広げるおそれのある職業従事者、高校生以上の学校入学者が主な対象者となっています。当センターでは、健診の実施状況を把握し、受診率向上のための周知を行っています。

## (3) 結核定期外健康診断(家族・接触者健診、管理健診)

結核患者が発生した場合は、感染拡大の防止のため、患者、家族、接触者への迅速な訪問・面接調査を行い、必要な方に健康診断を実施することにより、新たな感染者および発病者の早期発見につなげています。

また、治療終了者に対して管理健診を実施し、再発があれば早期発見できるよう努めています。

表6 結核定期外健康診断実施状況

(平成29年度)

区分 対象	対象者数 (延人数)	受診件数		受診率 (%)	検査区分			
		保健所	医療機関		ツ反	喀痰	X線検査	IGRA検査
接触者	292	259	31	99.3	6	1	29	259
結核治療終了者 治療中断(放置)患者	137	0	133	97.1	0	7	133	0

#### (4) 感染症診査協議会

平成19年4月1日から福井県感染症診査協議会を6センターで1つ設置し、当センターが事務局となっています。診査会では以下のことについて調査審議し、人権を尊重した適切な医療を提供できるよう努めています。

- ・ 結核患者に対する入院の勧告・措置、入院の延長に関する事項
- ・ 結核患者の就業制限に関する事項
- ・ 結核患者の医療費公費負担の要否の診査
- ・ その他結核対策の推進に必要な事項

#### (5) 結核患者地域DOTS(直接服薬確認療法)事業

平成24年4月からは全結核患者を対象とし、確実に抗結核薬を服用させることにより結核のまん延を防止するとともに、多剤耐性結核の発生を予防することを目的に、以下のような地域DOTS事業を実施しています。

- ・ 個別支援計画の作成・決定
- ・ 患者訪問
- ・ 服薬支援の実施
- ・ 医療機関とのDOTSカンファレンスの実施による治療状況の把握

表7 結核患者家庭訪問・相談状況 (平成29年度)

	訪問指導(人)		相談(人)	
	実件数	延件数	面接	電話
平成28年度	94	327	178	409
平成29年度	73	347	159	367

表8 新登録結核患者地域DOTS開始時の服薬支援頻度 (平成29年度)

服薬支援頻度	人数
原則毎日服薬確認	0
週に1回程度の訪問・電話連絡	8
月1回程度の訪問・連絡確認	38
入院中のため病院に服薬支援を依頼	1
未実施(治療開始前転出・治療前死亡等)	3

表9 新登録結核患者の治療成績 (平成29年12月31日現在)

治療成績	人数
治療中	34
治療完了	17
死亡(治療中の死亡)	4
転出(治療中の転出)	1
未治療(翌年から治療開始等)	2

## (6) 結核予防普及啓発

結核予防週間には、当センターでの結核予防啓発ポスター等の展示や設置と、社会福祉施設・医療機関・外国人技能実習生受入れ団体等にポスター等の配布を行いました。また、各種研修会等様々な機会を通じて結核予防の知識の普及に努めています。

表 10 結核予防普及啓発実施状況

(平成29年度)

実施日	対象および開催場所	実施内容
9月24日～30日	当センター1階ホール、 2階カウンター	結核予防週間普及啓発 ・結核予防啓発ポスター展示 ・結核に係る資料、パンフレット設置
随時	社会福祉施設(167か所) 医療機関(206か所) 外国人技能実習生受入れ団体等(17か所)	資料の配布 ・結核予防に関するポスター、パンフレット、リーフレット、チラシ

### 3 エイズ予防対策

#### (1) エイズ相談・HIV抗体検査

面接相談や電話相談(随時)を実施し、感染防止のための正しい知識の説明や感染に対する不安の解消に努めています。面接相談および HIV 抗体検査は、毎週月曜日と、毎月第 4 火曜日の夜間に実施しており、毎月第 2 月曜日に迅速検査キットを用いる即日検査を実施しています。

当センターの相談・検査数は、ともに県全体の約 7 割を占めており、そのうち、約 4 割が管外からの受検者です。

表11 エイズ相談・HIV抗体検査数の年推移

区分		年度別				
		25	26	27	28	29
相談数	県計	1236	1069	1305	906	710
	当センター	809	704	764	530	479
検査数	県計	637	553	590	441	679
	当センター	375	302	371	260	273

表12 HIV抗体検査内訳(性別、年齢階層別)

	19歳以下		20～29歳		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60～69歳		70歳以上		計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
28年度	3	3	57	34	62	22	37	9	21	3	5	1	3	0	260
29年度	4	6	46	58	50	25	40	18	9	2	13	0	2	0	273

#### (2) エイズ予防啓発事業

エイズを含めた若年層の性感染症について、各関係機関と連携しながら予防啓発活動を展開しています。

表13 平成 29 年度 エイズ予防啓発事業実施状況

開催日	開催場所	対象者	内容	配布数(人)
4 月	福井大学、福井県立大学、福井工業大学、仁愛女子短期大学、福井医療大学	29 度新入学生	・チラシ、パンフレット配布	2,420

## 4 肝炎対策

ウイルス性肝炎は国内最大級の慢性感染症で、B型肝炎、C型肝炎合わせて全国で300万人以上とも推定されています。肝炎のまん延防止のためには、早期に感染を発見し、適切な治療を行うことが重要です。

### (1) 肝炎ウイルス相談・検査

平成23年度から、定例エイズ相談・HIV抗体検査実施日に合わせて、B型・C型肝炎ウイルス検査を無料で実施しています。また、電話相談は随時実施しています。

表14 肝炎ウイルス相談・検査数(肝炎治療特別促進事業に関する相談含む)(平成29年度)

相談件数(件)		検査件数(件)			
B型肝炎	C型肝炎	平日		夜間	
		B型肝炎	C型肝炎	B型肝炎	C型肝炎
452	231	166	161	40	38

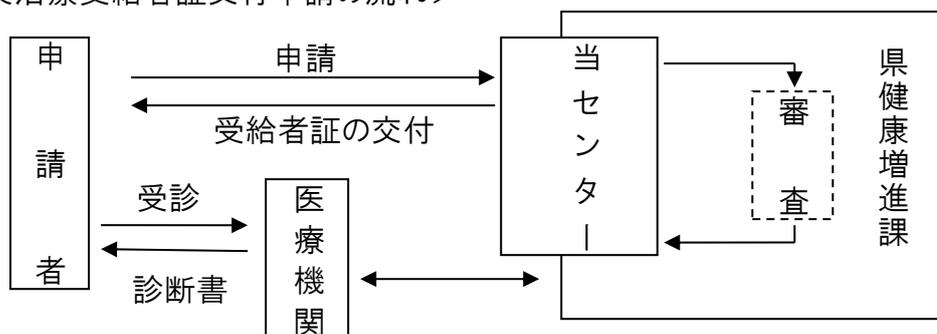
### (2) 肝炎治療特別促進事業

B型肝炎およびC型肝炎は、適切な治療によって、肝硬変、肝がんといった合併症を防ぐことが可能な疾患です。しかし、インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療は、月額の医療費が高額であり、核酸アナログ製剤治療は累積の医療費が高額になります。そのため、これらの治療に対して医療費助成が行われています。

表15 平成29年度肝炎治療受給申請数(受給決定者数)

	管内(人)	福井県(人)
インターフェロン治療	0	0
インターフェロンフリー治療	59	149
インターフェロンフリー治療(再治療)	2	4
核酸アナログ製剤治療(新規)	21	49
核酸アナログ製剤治療(更新)	231	549
合計	313	751

＜肝炎治療受給者証交付申請の流れ＞



# 11 健康危機管理体制の整備

健康福祉センターが対応の先頭に立つべき事象として、自然災害や新型インフルエンザ等感染症発生、食中毒、医療安全、精神保健、児童虐待、環境汚染等に係る健康危機が挙げられます。職員が迅速、的確かつ組織的に対応ができるよう、所内の体制の整備を図っています。健康危機管理マニュアルの整備、研修会・通報訓練等の実施を通じて、職員の意識を高めるとともに、資質の向上に努めています。

表1 健康危機に関する活動実績 (平成 29 年度)

項 目	内 容
体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡網の整備</li> <li>・対応物品等を物品保管庫に配置</li> </ul>
健康危機管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課・室に健康危機管理担当者を配置、月 1 回委員会を開催</li> <li>・健康危機管理に関する情報・資料の提供</li> </ul>
所内研修会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康危機発生時の当センターの対応と役割(4/20、4/21)</li> <li>・緊急通報訓練(携帯電話:4/26、タブレットメール:8/27、災害用伝言ダイヤル:9/15)</li> <li>・大規模自然災害発生時の対応訓練(6/12、6/20、6/21、6/22)</li> <li>・個人防護具着脱訓練(8/16、8/25、8/31)</li> <li>・DHEAT養成伝達研修(9/20、9/27)</li> <li>・感染症集団発生時の対応研修(2/9、2/14)</li> </ul>
健康危機管理事象 報告会	<p>所内で健康危機管理事象を報告し、情報交換することで、危機対応能力の向上を図る。</p> <p>報告会:10回 事例報告(9回) 発生状況報告(2回)</p>
各種マニュアルの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「福井県健康危機管理対応要領」等の整備</li> <li>・「健康福祉センターの危機管理対応要領」の整備</li> <li>・「健康福祉センター災害時対応要領」の整備</li> <li>・福井健康福祉センター災害時アクションカードの作成</li> </ul>
関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁主催の担当者会議への参加 2 回</li> </ul>
高病原性鳥インフルエンザ発生時対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防疫作業従事者健康診査実施訓練参加</li> <li>・会議への出席 1 回</li> </ul>
新型インフルエンザ等 発生時対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等対策地域調整会議(3/5)</li> <li>・感染症対策実動訓練(MERS)参加</li> </ul>

## 12 医療体制整備・在宅医療

国は、超高齢化社会を迎えるにあたり、病気や障害があっても自宅等住み慣れた環境で療養ができ、自分らしい生活を送ることができるよう在宅医療・介護の提供を推進しています。

平成30年3月に策定された「第7次福井県医療計画」の第5部在宅医療では、施策の基本的方向として、在宅医療推進体制の整備、在宅医療環境の整備、地域住民への在宅医療の普及啓発が示されています。

また平成28年5月には、医療計画の一部として、必要となる病床数と将来あるべき医療体制を実現するための「福井県地域医療構想」が策定されました。

### 1 福井地域医療連携体制協議会の開催(地域医療構想の策定・第7次福井県医療計画の推進)

当センター管内における医療・介護の体制整備や連携推進を図ることを目的に、管内医師会、歯科医師会、薬剤師会、急性期医療機関、在宅医療関係者、市町の代表者で構成された協議会を開催しました。

表1 福井地域医療連携体制協議会開催状況 (平成29年度)

日時	会場	出席者(委員)	内容
平成29年 7月31日	当センター	福井市医師会 福井第一医師会 福井市歯科医師会	・第7次福井県医療計画について ・地域医療構想調整会議について ・二次医療圏の設定について ・医療と介護の連携について
平成29年 12月7日		福井市薬剤師会 看護協会 医療機関	・第7次医療計画の策定について ・地域医療構想の推進について ・各公立、公的医療機関等プランについて
平成30年 3月1日		在宅医療 関係者代表 管内市町担当課	・第7次福井県医療計画案について ・地域医療構想の推進について ・各公立、公的医療機関等プランについて ・地域医療介護総合確保基金事業概要について

### 2 在宅医療・介護連携推進事業の実施

医療と介護が連携し、入退院患者の情報を確実につなぐ仕組みを整備することを目的として、病院や地域で入退院に携わる担当者、市町担当者を構成メンバーとした検討会を開催しています。検討会では『病院と介護の連携手順』を作成し、平成28年4月から運用しています。

表2 入退院支援ルールに係る検討会開催状況 (平成29年度)

日時	会場	出席者(委員)	内容
平成30年 3月12日	当センター	病院看護師、連携担当者 居宅介護支援事業所、地域包括支援センターのケアマネージャ、市町担当課	・医療と介護の連携に関するアンケートの結果について ・医療と介護の連携について事例が見えてくる課題について

# 13 健康づくりの推進

福井県では、「第4次元気な福井の健康づくり応援計画(平成30年3月改定)」および「第3次福井県がん対策推進計画(平成30年3月改定)」を策定し、若い世代からの健康づくり施策を重点的に展開しています。

## 1 がん予防推進

受診率アップに向けて、母の日、父の日などの記念日にショッピングセンター等で、県内一斉にキャンペーンを実施しています。

表1 がん検診普及啓発キャンペーン実施状況 (平成29年度)

月 日	内容	場所	備考	参加者数 (人)
5月14日 (日)	「母の日」キャンペーン (子宮頸・乳がん等検診 受診の啓発)	アピタ福井 大和田店	・グリーティングカード記入 ・パネルおよび色紙展示 ・乳がん視触診モデル展示 ・普及啓発チラシ・粗品配布 ・管内市町検診日程表配布	700
6月18日 (日)	「父の日」キャンペーン (胃・肺・大腸がん等検診 受診の啓発)	アピタ福井 大和田店	・陽子線がん治療センターの 紹介 (県健康増進課、県陽子線が ん治療センター、福井市と合 同実施)	700
11月3日 (金)	福井市健康フェア	アオッサ 8階県民 ホール	・乳がんモデル触診体験 ・大腸がんクイズ ・スモーカーライザーによる呼 気CO測定	100
10月7日 (土)	がん検診受診率50%達 成集中キャンペーン	福井工業 大学	・スモーカーライザーによる呼 気CO測定 ・がん検診パネル、パンフレッ ト展示 ・アルコールパッチテスト	80
10月14日 (土)	がん検診受診率50%達 成集中キャンペーン	仁愛女子 短期大学	・乳がんモデル触診体験 ・スモーカーライザーによる呼 気CO測定 ・子宮がん検診パネル、パン フレット展示 ・アルコールパッチテスト	20

## 2 禁煙推進

世界保健機関(WHO)が定めた「世界禁煙デー」の5月31日を中心に、街頭で禁煙キャンペーンを開催しています。また、学校や事業所等の喫煙防止対策として、ポスター・パンフレットの配布や健康教育用DVDの貸し出し等を実施しています。

表2 禁煙キャンペーン実施状況 (平成29年度)

月 日	備考	場所	参加者数(人)
5月31日(水)	「世界禁煙デー」および禁煙週間に関するキャンペーン(県健康増進課および協会けんぽと合同実施) ・パンフレットの配布	JR 福井駅 西口広場	1,000
5月27日(土)	・たばこに関するパネル展示やパンフレット配布 ・スモーカーライザーによる呼気CO測定	福井大学	30

## 3 運動推進

平成30年国体に向けて県民の健康づくりを応援するとともに、働き盛り世代の健康づくりおよび冬の運動不足解消を目的に「ラジオ体操インストラクター派遣事業」を事業所対象に実施し、管内では9事業所等に派遣しました。

また、県民の健康づくり機運をさらに盛り上げるために、平成27年度から「わがまち健康づくり応援事業」を、歩きやすい靴を履くことで、多忙な日常生活の中でも仕事の合間や休憩時間を利用して歩くなど手軽に運動の機会を確保することができる「スニーカーバス」を平成29年度から新たな県民運動として実施しています。

## 4 働き盛り世代へのアプローチ

家庭や社会への影響も大きい働き盛り世代に重点を置き、健康教育など普及啓発活動を行っています。また、生活習慣病の発症予防や対策として、健康づくり関連事業が効果的に行われるよう、「地域・職域連携推進2次医療圏等協議会」を設置し、地域の職域・保健・医療関係者で情報および意見交換会を行っています。

表3 事業所出前講座実施状況

(平成29年度)

月 日	内容	場所	参加者数(人)
9月15日(金)	テーマ「お口のおはなし」健康づくり教室教室 ・お口のおはなし ・歯ぐきの観察 ・あいうべ体操 ・ふく福ハッピー体操	株式会社 カツクラ	32
1月22日(月) ～24日(水)	テーマ「メンタルヘルス研修」 ・ストレスの正しい理解 ・ストレス反応 ・ストレスの対処法 ・ストレスのコントロール法	全国健康保 険協会 福井支部	60
6月30日(金) 7月5日(水) 7月15日(土) 7月26日(水) 8月27日(日) 8月28日(月) 8月30日(水) 9月6日(水) 1月8日(月)	「ラジオ体操インストラクター派遣事業」 福井東商工会女性部 栄月株式会社 株式会社ダイゲンコーポレーション 株式会社米五 永平寺町商工会女性部 全国健康保険協会福井支部 // // 福井北商工会女性部	同左	238

表4 福井地域職域連携推進2次医療圏等協議会開催状況

(平成29年度)

月 日	内容	委員構成	場所
8月1日(火)	・健康データからみる健康課題 について ・食の健康づくりを推進するた めの方策についての意見交換	検診機関、商工会、企業、 健康保険組合、産業保健 支援センター、管内市町保 健担当課および国保担当 課	福井健康福祉 センター
3月6日(火)	・今年度の健康づくり取組み状 況について ・「食を通じた健康づくり」の取 組みの成果と課題について ・事業所が「食を通じた健康づ くり」に取り組むようになる方法に ついて意見交換	検診機関、商工会、企業、 健康保険組合、産業保健 支援センター、管内市町保 健担当課および国保担当 課	福井健康福祉 センター

# 14 栄養改善指導

県では、国の「健康日本21(第2次)」に基づく第4次計画として、平成30年3月に「第4次元気な福井の健康づくり応援計画」を策定し、健康寿命のさらなる延伸を目指して、働き世代の食生活の改善や高齢者のフレイル予防等を食環境の面から推進します。

## 1 食生活・栄養管理支援事業

給食施設の健康・栄養管理責任者へのスキルアップを目的とした研修や情報提供を行い、利用者の健康増進や栄養ケアの向上を推進しています。

また、規模の大きな特定給食施設を中心に巡回指導を行い、適切な栄養管理の実施および管理栄養士・栄養士の配置を推進しています。

表1 食生活・栄養管理研修会実施状況 (平成29年度)

月日	内容	参加者数(人)
9月12日(火)	働き世代の健康づくり	27
3月1日(木)	子どもの健康と食生活支援	36
3月13日(火)	高齢者の健康支援	56

表2 給食施設巡回指導実施状況 (平成29年度)

	学校	病院	介護老人保健施設	老人福祉施設	児童福祉施設	社会福祉施設	その他の施設	計
特定給食施設	25	20	1	12	23	1	0	82
その他の給食施設	10	7	0	12	9	1	4	43
計	35	27	1	24	32	2	4	125

## 2 食品の栄養成分表示等の推進

平成27年4月に食品表示法が施行されたことから、健康福祉センター健康増進課では、法令の周知活動を行うとともに、栄養成分表示の相談窓口を開設し、事業者の取り組みを支援するための指導助言を行っています。また、健康増進法に基づく虚偽誇大広告等についても指導助言を行っています。

**表3 栄養成分表示および虚偽誇大広告等相談状況** (平成29年度)

食品表示法(栄養成分表示等)	健康増進法(虚偽誇大広告等)	計
44	5	49

**表4 周知活動** (平成29年度)

回数	人数
41	2,624

### 3 「ふくい健幸美食」による食環境の整備

福井の豊富な食材・特産品を活かし、低カロリー・低塩分で野菜を多く使った認証メニューである「ふくい健幸美食」を、飲食店やスーパー等に普及させることにより、外食・中食(調理されたものを持ち帰り家で食べることも)でも健康に配慮した食事ができる食環境の整備を図っています。

平成29年度は、管内で飲食店18店舗、惣菜店・弁当店58店舗、社員食堂・学生食堂16店舗が認証を受けました。

### 4 地域の健康づくりのリーダー支援

地域の健康づくり活動(食事バランスガイドの普及や郷土料理、行事食、食文化の継承など)を行っている食生活改善推進員の活動を支援しています。

**表5 食生活改善推進員加入状況** (平成30年3月31日現在)

	会員数(人)
福江市	116
永平寺町	70
管内	186

### 5 管理栄養士・栄養士申請

栄養士法に基づき管理栄養士および栄養士の免許申請事務を行っています。

**表6 栄養士等免許申請状況** (平成29年度)

	栄養士免許	管理栄養士免許
件数	48	54

# 15 精神保健福祉

平成7年に制定された精神保健福祉法に基づき、精神障害者の早期治療と社会参加の促進を図るとともに、地域住民の精神的健康の保持増進を図ることを目的に事業を実施しています。

表1 精神保健福祉の動向 (平成30年3月31日現在)

	入院 (平成30年3月末時点の入院患者数)			通院 (平成30年3月1か月間の実人員)			自立支援 受給者数	精神障害者 保健福祉 手帳交付数
	男	女	合計	男	女	合計		
福井市	236	291	527	4,700	5,983	10,683	4,362	2,292
永平寺町	10	17	27	250	315	565	220	136
管内	246	308	554	4,950	6,298	11,248	4,582	2,428
福井県	858	984	1,842	13,856	17,568	31,424	11,879	6,250

## 1 精神保健福祉法に基づく診察・保護申請

精神保健福祉法第22～26条の規定に基づく通報に対応し、必要に応じて入院措置等を行います。

表2 通報・保護申請状況

年度	申請・通報状況							処理状況			
	一般 申請	警察官 通報	検察官 通報	保護観 察所長	矯正 施設長	病院 管理者	合計	措置 入院	措置 不要	合計	
管内	28	9	48	0	0	12	2	71	33	38	71
	29	10	54	7	0	7	2	80	39	41	80
福井県	29	13	88	13	1	9	2	126	60	66	126

## 2 心の健康に関する相談

### (1)精神保健相談

心の健康や受診についての相談、社会復帰相談等のさまざまな精神に関する問題に対して、精神科医、保健師が電話や面接、訪問による相談に応じています。

精神科嘱託医による相談：毎月第1・3木曜日午後 予約制

保健師による相談：随時

**表3 精神保健相談状況(延べ件数)**

	28年度	29年度
嘱託医による相談	14	25
保健師による相談	1,425	1,228

**(2)悩みごと総合相談会の開催**

平成24年度から、一般住民が身近な地域で専門的かつ総合的な相談を受けることができるように相談会を実施しています。福井地域自殺予防対策協議会や専門家・関係機関が協働し、相談に対応しています。

**表4 悩みごと総合相談会実施状況 (平成29年度)**

	月 日	参加者数(人)
第1回	9月30日(土)	19
第2回	3月3日(土)	12

**3 普及啓発活動**

**(1)自殺予防に関する研修会等の開催**

自殺や精神疾患に対する正しい知識を普及啓発することを目的に、研修会等を開催しました。

**表5 自殺予防に関する研修会開催状況 (平成29年度)**

月 日	内 容	参加者数(人)
12月15日(金)	地域包括支援センター、居宅介護支援事業所 職員対象のゲートキーパー研修会 講師 臨床心理士 斎藤 荘二 氏	32

**(2)思春期保健研修会の開催への支援**

思春期に起こりやすい心の病気について、地域精神保健福祉業務連絡会や、福井地域自殺予防対策協議会と共催で、学校関係者等を対象とした研修会等を開催しました。

**表6 思春期保健研修会開催状況 (平成29年度)**

月 日	内 容	参加者数(人)
8月10日(木)	思春期のこころの健康に関する研修会 講師 あすわクリニック 医師 坂後 恒久氏	87

### (3)わかりやすい心の健康講座の開催支援

精神障害についての正しい知識の普及や精神障害に対する理解の促進を図るために、地域精神保健福祉業務連絡会が主催する講座の開催を支援しました。

表7 わかりやすい心の健康講座実施状況 (平成29年度)

月 日	内容	参加者数(人)
11月25日(土)	ストレスについて 講師 精神科医 小俣 直人氏	178
12月2日(土)	発達障害について 講師 精神看護専門看護師 山口 達也氏	

## 4 関係機関との連携

### (1)精神緊急対応に係る連携会議の開催

精神障害者の緊急の対応について、管内警察署・市町との連絡会議を開催しました。

表8 精神緊急対応に係る連携会議開催状況 (平成29年度)

月 日	内容	参加者数(人)
7月6日(木)	精神緊急対応に係る連携方法の検討	13

### (2)福井地域自殺予防対策協議会の開催

平成22年度から、関係機関が相互に連携し、自殺予防対策にむけた情報交換や一般住民・関係者を対象とした普及啓発等、必要な取り組みを実施するために、福井地域自殺予防対策協議会を開催しています。

表9 福井地域自殺予防対策協議会開催状況 (平成29年度)

月 日	内容	参加者数(人)
8月22日(火)	・講義「自殺予防のために私たちができること」 講師 精神看護専門看護師 山口 達也氏 ・活動報告 ・意見交換	20
3月13日(火)	・活動報告と意見交換:各機関の困った点について 助言者 臨床心理士 齋藤 荘二氏	25

### (3) 地域精神保健福祉業務連絡会への参画

管内の精神保健福祉活動を総合的かつ効果的に推進するため、精神保健福祉の関係機関で構成する地域精神保健福祉業務連絡会を開催しています。

当センターも運営委員会、専門部会等に積極的に参画し、関係機関とともに精神障害についての普及啓発事業等を行い、精神障害者が住みやすい地域づくりを推進しています。

◇構成機関

医療機関、障害福祉サービス事業所、警察、  
社会福祉協議会、精神障害者家族会、ボランティアグループ、  
労働関係機関、当センターを含む行政機関 36機関

#### ◇平成 29 年度活動内容

- ① 運営委員会(3回) 年間計画、専門部会の提案、事業報告
- ② 全体会(1回) 年間計画と事業報告についての議事及び承認
- ③ 部会長会議(2回) 活動計画、各部会予算  
『今後 10 年で業務連がなすべきこと』について各部会意見の  
まとめ
- ④ 専門部会(21回) 普及啓発部会(6回)、思春期部会(5回)、  
居宅生活支援・医療観察部会(5回)、就労支援部会(5回)

## 5 自主グループへの支援

管内には、精神保健福祉ボランティアや家族会等があり、当センターは、会の運営に関する助言・協力等の実施により自主グループとしての活動を支援しています。

表10 自主グループ一覧

(平成29年度)

名称	開催状況	会員数(人)
精神保健ボランティア「クレヨン」	定例学習会 月1回 役員会 随時	約 70
摂食障害者親の会「バンビの会」	例会 月1回 研修会 年1回	約 70
精神障害者家族会「あすわ会」	役員会 月1回 例会 月1回	約 45

# 16 母子保健

少子化、核家族化、女性の社会進出等、母と子をとりにくく環境は近年大きく変化しており、母子保健の面でも、それぞれの地域の特性に応じた対策の推進が必要となっています。

当センターは、広域的・専門的・技術的観点から市町を支援するとともに、長期療養児の訪問指導、医療給付事務、育児不安解消サポート事業などを実施しています。

## 1 小児慢性特定疾病医療費支給認定

小児期の難治性の疾患は、その治療期間が長期にわたり医療費の負担も高額となることから、治療の確立と普及を図り、併せて患児家族の医療費の負担軽減に資することを目的として、児童福祉法に基づき医療費の助成を行っています。

表1 小児慢性特定疾病医療費支給認定状況 (単位:人)

市町別 年度別	福井市	永平町寺	管内	福井県
28	250	21	271	777
29	270	22	292	820

## 2 特定不妊治療費助成事業

不妊治療のうち、医療保険が適用されず治療費が高額になる体外受精、または顕微授精の治療を受けた方にその治療費の一部を助成し、不妊治療を受ける機会を増やすことを目的として、平成16年4月1日から、「福井県特定不妊治療費助成事業」を実施しています。

平成26年度からは、男性側要因による不妊治療に対して、平成30年度からは、夫婦そろっての不妊検査と治療に対しても助成制度が拡大されています。

表2 特定不妊治療費助成件数(延べ)

回数別 年度別	1回目	2回目	3回目	4~6回目	7回目以降	合計	
管内	28	320	185	78	13	—	596
	29	311	173	90	26	—	600
福井県	29	703	375	192	63	5	1,338

表3 男性不妊治療費助成件数(延べ)

年度別	助成件数	
管内	28	1
	29	5
福井県	29	12

### 3 育児不安解消サポート事業「こあら広場」

平成17年度から、強い育児不安や育児ストレスを抱える方に対し、定期的にグループカウンセリングを行うことによって、育児不安を解消し、安心して子育てが出来るように支援しています。

日時：毎月1回 木曜日 午前9時30分～午前11時30分

対象：0歳から概ね就学前の子どもがいる保護者または妊婦で育児に不安やストレスを抱える方

内容：親と子に分かれてのグループワーク、個別相談

表4 育児不安解消サポート事業「こあら広場」の実施状況

年度別		開催回数	参加者延(実)数 (人)	
			保護者	子ども
管内	28	12	37( 11)	18( 10)
	29	12	63( 22)	48( 17)
福井県	29	78	272(167)	250(168)

### 4 フッ化物洗口事業

80歳時点で20本の自歯を残そうという8020(はちまるにいまる)運動が平成元年に提唱され、平成24年「歯科口腔保健の推進に関する法律」が施行されました。県では、平成23年度から保育園児および幼稚園児に対する「フッ化物洗口事業」を実施しています。平成29年度は、管内の78施設が取り組みました。

### 5 人工妊娠中絶状況

母体保護法の規定による人工妊娠中絶(妊娠満22週未満)が行われた場合は、人口動態の把握に資するため、日本産婦人科医会福井支部を通じて当センターに報告されます。

表5 人工妊娠中絶年次別状況(妊娠満22週未満)

年度別		年齢別						総数	
		20歳未満	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44		45歳以上(不詳含む)
管内	28	53	138	126	146	130	59	4	656
	29	56	140	121	142	111	59	5	634
福井県	29	69	210	173	226	175	93	5	951

## 6 先天性代謝異常等検査事業

生後4～6日目に医療機関において先天性代謝異常等検査を実施し、検査の結果、精密検査を必要とする乳児について、受診を勧奨したり、保護者の相談に応じるなどの事後指導を実施しています。

表6 先天性代謝異常等検査事業 (平成29年度)

項目 市町別	出生数 (推計)	要精検数	精密検査結果		
			要治療	経過観察	異常なし
福井市	2,208	5	2	0	3
永平寺町	105	0	0	0	1
福井県	6,376	13	5	1	7

## 7 管内母子関係機関との連絡会

福井管内(福井市・永平寺町)において、養育力や育児環境、子の障害等により支援が必要と思われる妊婦・親子(以下、「気がかりな妊婦・親子」とする)が、関係機関から切れ目なく支援を受けることができ、地域で安心して生活することができるようになるためのシステムを構築するため管内の母子関係機関と連絡会を開催しています。福井管内での運用実績をふまえて、平成29年度からこの連携システムが全県下に拡大して実施されるようになりました。

表7 連絡会開催実績 (平成29年度)

日	内容
第1回 7月18日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気がかりな妊婦・親子を支援するための連携システムの取り組みについて結果報告</li> <li>・気がかりな妊婦・親子を支援するための連携システムについて意見交換</li> </ul>
第2回 2月28日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気がかりな妊婦・親子を支援するための連携システムの取り組みについての中間報告と意見交換</li> <li>・事例報告と意見交換</li> </ul>

# 17 難病対策

## 1 特定医療費支給認定

難病は、原因が不明で治療方法が確立していない稀な疾病で、長期療養が必要と考えられています。

難病法(平成27年1月施行)に規定された306疾患を対象にした指定難病の患者に対し、特定医療費の支給のための事務手続きを行っています。平成29年4月には、対象疾病が24疾病増え、330疾患となりました。

表1 特定医療費支給認定状況(実件数)

市町村別 年度別	福井市	永平寺町	管内	福井県
28	2,084	183	2,267	6,574
29	1,811	166	1,977	5,598

## 2 医療相談事業

患者等の療養上の不安解消を図るため、難病に関する専門の医師、看護師、社会福祉士等の医療相談班による相談事業を実施しています。

表2 医療相談事業実施状況

(平成29年度)

月 日	内容	参加者数(人)
7月26日(水)	個別相談会 消化器系:福井県済生会病院 医師 宗本 義則氏 全疾患:福井県済生会病院 管理栄養士 谷口 俊江氏	実 6 延 10
7月27日(木)	個別相談会 筋・神経系:福井総合クリニック 医師 林 広美氏 全疾患:福井県薬剤師会 薬剤師 矢野 七恵氏	実 11 延 14
10月6日(金)	講演会 「在宅でのリハビリをもう一度考えてみる ～地域で自分らしく生きるために～」 講師 オレンジホームケアクリニック 理学療法士 川田 尚吾氏	13

### 3 訪問相談・指導事業

日常生活全般において介助を必要とする通院困難な難病患者および家族に対して、地域における在宅診療を促進することを目的としています。

要支援難病患者やその家族が抱える日常生活上および療養上の悩みに対する相談や在宅療養に必要な医学的指導を行うため、難病に関する専門の医師、対象者の主治医、保健師、看護師、理学療法士等による、訪問相談・指導を実施しています。

### 4 難病対策地域協議会

地域における難病患者の入院から在宅療養までの一貫した地域ケアシステムの構築を図るために、病院や介護保険等の関係機関とともに支援検討会を開催しています。

表3 難病対策地域協議会開催状況 (平成29年度)

月日 対象	内 容	参加者数 (人)
3月16日(金) 永平寺町	・報告「福井健康福祉センターにおける難病患者への災害時対策としての取り組みについて ～市町における大雨・大雪時の避難行動要支援者への対応について～」	24
3月19日(月) 福井市	・グループワーク「大雨・大雪時の各関係機関の動きと今後の対策について」	22

### 5 難病患者災害時個別対応マニュアルの作成支援

人工呼吸器装着など医療ニーズの高い難病患者は、災害時に健康危機状況が発生されることが予想されます。そのため、在宅の難病患者、家族、支援に関わる者が災害発生時に適切な対応が出来るよう、平時からの備えを中心とした災害時個別対応マニュアル作成を支援しています。

管内には平成30年3月末現在、9名の対象者がおり、個別対応マニュアルの作成支援を行っています。

# 18 食品衛生

## 1 食の安全・安心確保対策事業

### (1) 食品衛生監視指導(食品衛生法第24条に基づく監視計画)

県で毎年度策定する監視指導計画に基づき、許可を要する営業施設および許可を要さない集団給食施設等の監視指導を計画的に実施しています。なお、当センター独自の取り組みとして、福井市中央卸売市場の早朝監視および焼肉施設等の夜間監視指導を実施しています。

### (2) 食品衛生関係許可事務

食品衛生法および福井県食品衛生条例に基づく新規許可、継続許可および変更・廃止手続きおよびこれらに伴う監視指導を実施しています。

表1 食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設数・監視指導の状況

項目  業種		29年度				28年度		27年度		
		営業施設数 (年度末)	許可施設数		廃業施設数	監視指導施設数	営業施設数 (年度末)	監視指導施設数	営業施設数 (年度末)	監視指導施設数
継続	新規									
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	1,097	132	70	67	497	1,098	573	1,111	530
	仕出し屋・弁当屋	458	56	38	31	218	436	285	420	206
	旅館	77	4	2	2	59	78	50	85	32
	その他	2,323	231	241	244	932	2,336	1,101	2,343	1,000
菓子(パンを含む。)製造業		481	42	44	26	192	463	226	465	207
乳処理業		1	0	0	0	1	1	1	1	1
特別牛乳さく取業		-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳製品製造業		6	1	0	0	3	6	5	4	4
集乳業		-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類販売業		460	31	68	42	260	434	279	423	252
魚介類せり売り営業		2	1	0	0	5	2	6	2	6
魚肉ねり製品製造業		3	0	0	0	3	3	2	3	2
食品の冷凍又は冷蔵業		25	2	3	1	19	23	16	23	21
かん詰又はびん詰食品製造業		5	1	1	0	4	4	3	4	1
喫茶店営業		744	53	26	55	47	773	73	807	124
あん類製造業		3	0	0	0	2	3	1	3	3
アイスクリーム類製造業		92	9	7	4	41	89	51	86	45
乳類販売業		679	77	36	55	170	698	175	717	140
食肉処理業		36	5	1	4	34	39	30	41	36
食肉販売業		394	32	53	34	199	375	194	359	209
食肉製品製造業		4	0	0	0	2	4	3	5	0
乳酸菌飲料製造業		1	0	0	0	1	1	1	1	0

食用油脂製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マーガリン又はショートニング製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
みそ製造業	17	2	2	0	8	15	7	15	6
醤油製造業	13	0	0	0	7	13	13	13	5
ソース類製造業	12	3	2	0	6	10	2	10	7
酒類製造業	18	0	0	0	1	18	6	18	1
豆腐製造業	28	5	0	0	13	28	19	36	19
納豆製造業	3	1	0	0	2	3	2	3	1
めん類製造業	34	5	3	3	25	34	27	34	23
そうざい製造業	168	23	14	9	141	163	144	156	123
添加物製造業	1	1	0	0	1	1	0	1	0
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清涼飲料水製造業	9	2	0	0	7	9	5	10	4
氷雪製造業	3	0	0	0	1	3	2	3	2
氷雪販売業	3	0	0	0	4	3	7	3	7
計	7,200	719	611	577	2,905	7,166	3,309	7,205	3,017

表2 福井県食品衛生条例に基づく営業施設数・監視指導の状況

項目 業種		29年度				28年度	27年度			
		営業施設数 (年度末)	許可・登録 施設数		廃業 施設数	監視 指導 施設数	営業施設数 (年度末)	監視 指導 施設数		
継続	新規		営業施設数 (年度末)	監視 指導 施設数						
許可	魚介類加工業	48	4	1	3	41	50	29	46	24
	漬物製造業	39	9	3	2	20	38	12	41	12
	小計	87	13	4	5	61	88	41	87	36
登録	魚介類行商営業	23	3	0	0	3	23	6	26	8
計		110	16	4	5	64	111	47	113	44

表3 食品衛生法による許可が不要である食品営業関係施設数・監視指導の状況

項目 業種		29年度		28年度		27年度	
		年度末 施設数	監視 指導数	年度末 施設数	監視 指導数	年度末 施設数	監視 指導数
給食施設	学校	60	57	61	116	59	53
	病院・診療所	50	25	49	44	58	19
	事業所	8	1	7	4	7	1
	その他	161	106	161	176	151	92
その他		1,749	427	1,762	426	1,673	713
計		2,028	616	2,040	766	1,948	878

### (3)食品の収去(食品衛生法第28条に基づく食品の行政検査)

計画的に県内外に流通する食品の検査を行い、安全を確認しています。平成29年度の検査件数は182件、そのうち成分規格違反2件を含む不適合件数14件については、速やかに改善したことを確認しています。

表4 食品収去検査の状況

29年度		28年度		27年度	
検査件数	不適合件数	検査件数	不適合件数	検査件数	不適合件数
182	14	186	5	189	15

## 2 食中毒防止に関する衛生思想の普及啓発

### (1)食品衛生講習会の開催

許可を要する営業施設および許可を要さない集団給食施設等の調理従事者を対象とした定期の講習会だけでなく、一般消費者からの依頼に応じた講習会を実施し、総受講者数は3,796名でした。受講率の向上や利便性を図るために、日曜開催の取り組みも実施しています。

表5 食品衛生講習会の実施状況

29年度		28年度		27年度	
実施回数	受講者数	実施回数	受講者数	実施回数	受講者数
69	3,796	68	4,175	70	3,955

### (2)自主管理プログラム認証制度の取得推進

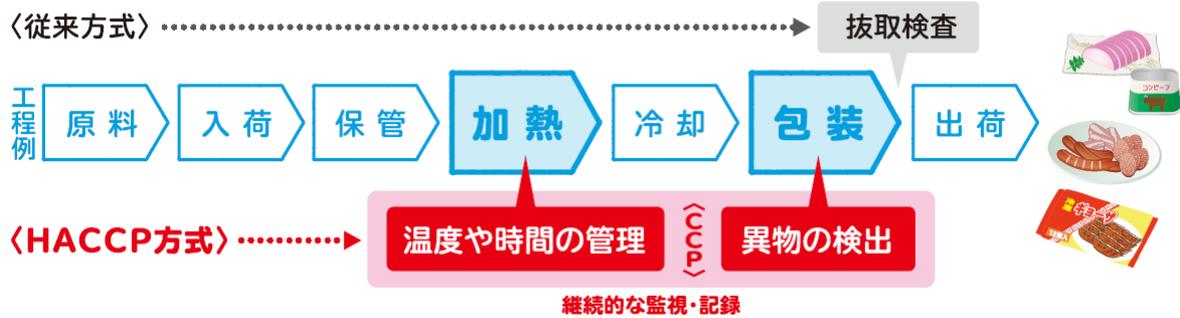
平成17年度から、HACCPの手法(次ページコラム欄参照)を取り入れた福井県食品衛生自主管理プログラム認証制度の取得を促進しており、平成29年度は新たに2施設が認証を取得しました。その結果、認証施設数は計53施設(13業種)となりました。

表6 認証施設の状況

29年度		28年度		27年度	
新規認証数	年度末 認証施設数	新規認証数	年度末 認証施設数	新規認証数	年度末 認証施設数
2	53 (13業種)	1	51 (12業種)	6	50 (12業種)

＊HACCP(ハサップ:Hazard Analysis Critical Control Point)

米国航空宇宙局(NASA)により開発された宇宙食製造のための衛生管理手法です。この手法は、食品の製造業者が食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害を予め調査・分析し、この分析結果に基づいて製造工程全般を通し管理上重要な段階に遵守すべき基準を設け、常時監視することにより製品の安全性を確保するシステムです。これまでの最終製品の抜き取り検査に比べて、より効果的に安全性に問題のある製品の出荷を防止できるとされています。



### 3 食品による健康被害等に関する対応

#### (1)食中毒に関する調査(食品衛生法第56条等)

平成29年度の管内の食中毒発生は5件で、病因物質は下表のとおり多岐にわたりました。

表7 食中毒発生の状況

年度	件数	発生日	患者数/ 摂食者数	原因食品	病因物質
29	5	H29.4.16	3/21	福井市内の飲食店(料理)が調製した弁当	ロタウイルス
		H29.5.4	2/12	福井市内の飲食店(寿司)が提供した食事	ノロウイルス
		H29.5.25	1/2	福井市内の飲食店(社交飲食)が提供した食事	アニサキス
		H29.10.9	15/不明	福井市内のイベントで飲食店(軽食)が提供した食事	サルモネラ菌 腸管出血性大腸菌
		H29.12.9	16/37	福井市内の飲食店(食堂)が調製した弁当	ウエルシュ菌
28	3	H28.4.21	6/16	福井市内の飲食店(食堂)が提供した食事	ノロウイルス
		H28.12.22	2/21	福井市内の飲食店(寿司)が提供した食事	ノロウイルス
		H29.1.31	3/49	福井市内の飲食店(食堂)が提供した食事	ノロウイルス
27	2	H27.6.7	11/186	福井市内の飲食店(食堂)が調製した弁当	ウエルシュ菌
		H27.11.9	3/18	福井市内の飲食店(旅館)が提供した食事	ノロウイルス

#### (2)食品による健康被害等に関する行政処分(食品衛生法第54条等)

平成29年度は、被害の拡大防止・原因究明および再発防止を図るために、食品衛生法に基づく行政処分として、1(3)収去検査で成分規格に違反した2件の食品の製造業者に対して廃棄

命令を、3(1)の食中毒原因施設5件の営業者に対して営業停止命令を行いました。

表8 行政処分状況

年度	処分件数					
	営業許可 取消命令	営業禁止 命令	営業停止 命令	改善命令	物品廃棄 命令	その他
29年度			5		2	
28年度			3			
27年度		1	2			

### (3)一般相談への対応

飲食店などの開業や食品表示に関する相談および喫食後の体調不良・異物混入などの苦情について、迅速かつ丁寧に対応しています。相談件数は3,989件あり、このうち、有症苦情は55件、異物混入の相談が18件でした。

表9 食品関係相談の状況

29年度			28年度			27年度		
相談件数			相談件数			相談件数		
	有症苦情	異物混入		有症苦情	異物混入		有症苦情	異物混入
3,989	55	18	4,316	84	12	4,215	27	23

\* 食品衛生法等の一部を改正する法律が公布されました。

#### 食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年6月13日公布)の概要

##### 改正の趣旨

○ 我が国の食をとりまく環境変化や国際化等に対応し、食品の安全を確保するため、広域的な食中毒事案への対策強化、事業者による衛生管理の向上、食品による健康被害情報等の把握や対応を的確に行うとともに、国際整合的な食品用器具等の衛生規制の整備、実態等に応じた営業許可・届出制度や食品リコール情報の報告制度の創設等の措置を講ずる。

##### 改正の概要

##### 1. 広域的な食中毒事案への対策強化

国や都道府県等が、広域的な食中毒事案の発生や拡大防止等のため、相互に連携や協力を行うこととともに、厚生労働大臣が、関係者で構成する広域連携協議会を設置し、緊急を要する場合には、当該協議会を活用し、対応に努めることとする。

##### 2. HACCP(ハサップ)\*に沿った衛生管理の制度化

原則として、すべての食品等事業者に、一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施を求める。ただし、規模や業種等を考慮した一定の営業者については、取り扱う食品の特性等に応じた衛生管理とする。

\* 事業者が食中毒菌汚染等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去低減させるために特に重要な工程を管理し、安全性を確保する衛生管理手法。先進国を中心に義務化が進められている。

##### 3. 特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集

健康被害の発生を未然に防止する見地から、特別の注意を必要とする成分等を含む食品について、事業者から行政への健康被害情報の届出を求める。

##### 4. 国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備

食品用器具・容器包装について、安全性を評価した物質のみ使用可能とするポジティブリスト制度の導入等を行う。

##### 5. 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設

実態に応じた営業許可業種への見直しや、現行の営業許可業種(政令で定める34業種)以外の事業者の届出制の創設を行う。

##### 6. 食品リコール情報の報告制度の創設

営業者が自主回収を行う場合に、自治体へ報告する仕組みの構築を行う。

##### 7. その他(乳製品・水産食品の衛生証明書の添付等の輸入要件化、自治体等の食品輸出関係事務に係る規定の創設等)

##### 施行期日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、1. は1年、5. 及び6. は3年)

## 4 調理師・製菓衛生師免許に関する業務

### (1) 試験

平成29年6月11日(日)に県立大学(福井キャンパスおよび小浜キャンパス)で実施しました。当センター管内については、調理師試験は受験者数82名中合格者60名、製菓衛生師試験は受験者数12名中合格者10名でした。

### (2) 免許申請

年度内に処理した調理師免許申請は127件(新規95、再交付15、書換17)であり、製菓衛生師免許申請は 13件(新規11、再交付0、書換2)でした。

表10 調理師・製菓衛生師試験・免許事務の状況

項目 年度	調理師							製菓衛生師						
	試験			免許申請				試験			免許申請			
	受験数	合格数	合格率	新規	再交付	書換え	計	受験数	合格数	合格率	新規	再交付	書換え	計
29年度	82	60	73.2	95	15	17	127	12	10	83.3	11	0	2	13
28年度	86	49	57.0	105	24	27	156	21	10	47.6	19	0	0	19
27年度	90	45	50.0	91	35	19	145	21	16	76.2	16	1	1	18

# 19 動物愛護および狂犬病予防

## 1 動物愛護推進計画に基づく業務の推進(狂犬病予防対策および動物愛護対策)

県で策定した第2次動物愛護推進計画(平成26年3月)に基づいて業務を推進しました。

### (1)動物由来感染症(狂犬病を含む)対策

狂犬病で知られる身近な動物から人への感染の恐れがある病気(動物由来感染症)の予防法や正しい情報を市町、県獣医師会、教育委員会等と連携し、広く提供しています。

### (2)動物愛護対策

動物の愛護及び管理に関する法律および福井県動物の愛護および管理に関する条例に基づき、適正飼養の普及啓発を図るとともに、保護、引き取りした犬・猫の命を救うため、平成 27 年度より動物の飼養管理について専門性を持った業者に委託し、飼養動物の健全化、殺処分数を減らす取り組みを行っています。

表1 動物愛護管理業務の実施状況

業務 年度	野 犬 捕 獲 頭 数	犬 の 引 取 頭 数	ね こ の 引 取 頭 数	負 傷 収 容	犬 の 譲 渡 頭 数	ね こ の 譲 渡 頭 数	返 還 頭 数	他 セ ン タ ー へ の 移 送	他 セ ン タ ー か ら 受 入	処 分 頭 数 ※	咬 傷 事 故 件 数	苦 情 ・ 相 談 件 数
29年度	16	17	65	14	9	40	25	0	0	10	8	1,254
28年度	17	23	98	20	12	88	32	17	8	12	9	1,200
27年度	30	24	129	15	23	103	36	21	15	27	6	861

※処分頭数には収容中死亡を含む

表2 譲渡前講習会および飼い主講習会の実施状況

年度	開催回数	受講者数
29年度	40	231 人
28年度	53	209 人
27年度	43	195 人

## 2 動物取扱業への監視指導

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、平成18年から動物取扱業が登録制となり、特定動物施設が許可制となりました。そのうち、平成25年9月改正の動物愛護管理法により動物取扱業が第一種動物取扱業に名称変更となり、新たに営利性を目的としない動物愛護団体の動物シ

エルター、一定頭数以上の動物の取扱い飼養施設が第二種動物取扱業として届出制となり監視等を行っています。

**表3 第一種動物取扱業登録施設数・監視指導の状況**

年度	施設数	業種内訳					監視指導数
		販売	保管	貸出	訓練	展示	
29年度	74	33	53	2	4	8	84
28年度	73	36	47	2	3	9	78
27年度	72	36	48	2	2	7	72

**表4 第二種動物取扱業届出施設数・監視指導の状況**

	施設数	業種内訳				監視指導数
		譲り渡し	保管	貸出	展示	
29年度	6	2	1	1	4	8
28年度	6	4	1	1	4	6
27年度	5	2	0	0	3	5

**表5 特定動物飼養許可施設数・監視指導の状況**

年度	施設数	動物種	頭数	監視指導数
29年度	1	おながざる科 マカク属 ニホンザル	19 頭	1
28年度	1	おながざる科 マカク属 ニホンザル	18 頭	1
27年度	1	おながざる科 マカク属 ニホンザル	18 頭	1

### \* 人と動物の共通感染症について

通常、人の病気は人と人の間で感染しますが、まれに人と動物の間でも感染を起こす病気があります。これを人と動物の共通感染症(以下「共通感染症」といいます。

世界には約800種の共通感染症があるといわれ、そのうち WHO が重要と考えている共通感染症は約200種あり、年々増える傾向にあります。

29年度に話題となったのは、猫にエサやりをしていた女性がその猫に咬まれて感染し、死亡した事例や飼い犬から感染した事例が報告された「重症熱性血小板減少症候群(以下 SFTS)」です。SFTS はウイルスを保有したダニが、人や犬、猫を吸血する際に、ウイルスを体内に注入することで感染する疾病ですが、人間への感染経路はダニのみならず猫や犬の体液を介して感染する可能性が示唆されています。他国では感染した人の体液に接触することで人から人へ感染した事例の報告もあります。SFTS に感染すると発熱や下痢などの症状を呈し、死に至ることがあります。

また、コリネバクテリウム・ウルセランス感染症により、猫にエサやりをしていた女性が感染し、死亡した事例も報告がありました。

共通感染症に感染しないためには、飼育している愛玩動物や、飼い主のいない動物に接する際に、その健康状態を注意深く観察することや、過度な接触は控えること、動物に触れた後はよく手を洗うことなどが重要です。また、飼育している愛玩動物については飼育環境を清潔に保つことも重要になります。

## 20 環境衛生

### 1 生活衛生関係営業六法に基づく営業施設の衛生上の危害発生防止対策

理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法(営業六法)に基づく営業施設について監視指導を実施しています。

レジオネラ症予防対策として、循環式浴槽を有する公衆浴場や旅館77施設に対して監視指導を実施しました。浴槽水については、行政検査によりレジオネラ菌の有無を確認し、安全性の確保指導を行っています。

表1 営業六法施設数・監視指導の状況

項目  業種		29年度				28年度		27年度	
		(年度末) 営業施設数	新規施設数	廃業施設数	監視指導施設数	(年度末) 営業施設数	監視指導施設数	(年度末) 営業施設数	監視指導施設数
理容所		324	10	20	119	338	43	345	60
美容所		738	35	20	62	721	112	716	111
クリーニング所	洗濯所	89	3	0	23	87	69	86	5
	取次所	268	5	10	5	273	3	275	6
公衆浴場	普通	10	0	0	1	10	5	10	1
	特殊	40	1	1	18	40	8	39	11
旅館	ホテル	26	1	2	20	27	6	27	5
	旅館	83	2	2	25	83	4	85	18
	簡易宿所	47	5	0	15	43	8	41	34
	下宿	-	-	-	-	-	-	1	4
	特例	0	3	3	3	0	3	0	4
興行場	常設	22	0	1	0	23	5	22	0
	仮設	-	-	-	-	-	-	-	-
計		1,647	65	59	291	1,645	266	1,647	259

### 2 浄化槽の適正維持管理の推進

浄化槽法に基づき、浄化槽設置の届出の受理、浄化槽工事業、保守点検業の登録等に係る事務を実施しています。浄化槽の適正な維持管理のため、浄化槽の法定検査未受検、管理不備等に対する指導を行っています。

表2 浄化槽設置基数・浄化槽工事業届出の状況

項目 年度	浄化槽 設置基数	工事業 (届出件数)	工事業 (登録件数)	保守点検業 (登録件数)
29年度	17,337	151	0	6
28年度	20,633	151	0	6
27年度	20,577	153	0	6

### 3 水道施設の適正維持管理の推進

水道法に基づき、水道施設の維持管理に対する監視指導を実施しています。

法改正により簡易専用水道、専用水道および井戸水については、平成25年4月1日から市町へ事務が移譲されています。

表3 水道施設数・監視指導の状況

業種 年度	上水道 ※		簡易水道		飲料水供給施設	
	施設数 (年度末)	監視指導 施設数	施設数 (年度末)	監視指導 施設数	施設数 (年度末)	監視指導 施設数
29年度	2	1	30	30	23	23
28年度	2	1	30	30	23	23
27年度	2	1	31	31	23	23

※上水道は福井市と永平寺町の2施設あるが、福井市は国の所管となる。

### 4 特定建築物に対する監視指導

多数の人々が利用・使用する一定規模以上の興行場、百貨店、事務所、学校などの特定建築物に対し、定期的に監視指導を行っています。平成29年度の監視指導数は28件でした。また、特定建築物の環境衛生管理業務を行う建築物衛生管理業に関する登録事務を行っています。

表4 特定建築物施設数・監視指導の状況

年度 種別	29年度		28年度		27年度	
	施設数 (年度末)	監視指導 施設数	施設数 (年度末)	監視指導 施設数	施設数 (年度末)	監視指導 施設数
興行場	1	0	1	0	1	1
百貨店	7	0	7	0	7	5
店舗	22	11	22	8	22	5
事務所	49	9	48	11	48	16
学校	12	2	12	0	12	1
旅館	17	6	17	6	16	1
その他	17	0	17	1	16	0
計	125	28	124	26	122	29

表5 建築物衛生管理業登録の状況

種 別	29年度	28年度	27年度
	登録件数 (年度末)	登録件数 (年度末)	登録件数 (年度末)
清掃業	10	10	11
空気環境測定業	5	4	4
飲料水貯水槽清掃業	18	18	18
ねずみ昆虫等防除業	12	12	12
飲料水水質検査業	3	3	3
排水管清掃業	3	3	3
環境衛生総合管理業	10	10	10
計	61	60	61

## 5 温泉

温泉法に基づき、温泉利用許可施設への立入等監視指導を行っています。平成29年度の監視指導数は、源泉1件および温泉利用施設8件でした。

表6 温泉施設数・監視指導の状況

種別 年度	源泉		浴用許可		飲用許可	
	施設数 (年度末)	監視指導 施設数	施設数 (年度末)	監視指導 施設数	施設数 (年度末)	監視指導 施設数
29年度	20	1	28	7	5	1
28年度	20	0	26	11	4	0
27年度	20	1	26	10	4	0

## 6 遊泳用プールの衛生管理の徹底

17件の対象施設の内、2件が休業中です。残り15件に対し、国の指導により遊泳用プールの衛生基準に基づいて、監視指導を実施しています。

表7 プール施設数・監視指導の状況

年度	施設数 (年度末)	監視対象施設数		監視指導施設数
		うち休業数	監視対象施設数	
29年度	17	2	15	15
28年度	17	3	14	14
27年度	17	2	15	15

<参考>墓地・埋葬等関係：法改正により、平成24年4月1日から市町へ事務移譲済み。

### \* 福井国体・大会に向けた取り組み・民泊新法の施行について

今年度、本県で50年ぶりの2巡目国体「福井しあわせ元気国体」、全国障害者スポーツ大会「福井しあわせ元気大会」が開催されます。両大会開催中は、多くの競技者や観光客が福井を訪れ、旅館等の宿泊施設や、公衆浴場などの生活衛生施設を利用されます。

そこで平成29年度より、旅館等の宿泊施設の衛生管理状況をさらに向上させ、福井を訪れる方々が安心して利用できるよう、旅館および飲食施設に対する集中巡回指導を実施しています。福井国体開催までにさらに指導を重ね、管内全域の衛生状態の向上を目指します。

また、平成30年6月15日に住宅宿泊事業法(いわゆる民泊新法)が施行されたことに伴い、これまで以上に違法営業に対する指導を強化しています。

# 21 廃棄物

## 1 廃棄物関係の許可・処理施設

産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)に定義されており、県内でその処理を業として行う場合は、福井県知事の許可が必要となっています。

また、産業廃棄物以外の廃棄物は、一般廃棄物と定義されており、市町が設置した届出施設または福井県知事の許可を取得した一般廃棄物処理施設などで処理されています。

当センター管内における廃棄物関係施設数は、次の表のとおりです。

表1 廃棄物関係許可・施設数 (平成30年3月31日現在)

市 町	産業廃棄物処理業		産業廃棄物 処理施設	一般廃棄物 処理施設	計
	収集運搬業	処 分 業			
福 井 市	314 ( 9)	47 ( 3)	31	13	405
永 平 寺 町	21 ( 0)	2 ( 0)	2	0	25
管 外	344 (54)	3 ( 0)	1	—	347
計	679 (63)	52 ( 3)	34	13	777

注 ( )内は特別管理産業廃棄物処理業の内数

表2 廃棄物関係許可・施設数の年度推移

年 度	産業廃棄物処理業許可		産業廃棄物 処理施設	一般廃棄物 処理施設	計
	収集運搬業	処 分 業			
平成29年度	679 (63)	52 ( 3)	33	13	777
平成28年度	655 (57)	50 ( 3)	33	12	750
平成27年度	643 (56)	52 ( 4)	35	12	742

注 ( )内は特別管理産業廃棄物処理業の内数

## 2 廃棄物処理の許可に関する手続

廃棄物処理法に係る許可申請および届出件数の年度推移は次の表のとおりです。

なお、福井県内における許可申請業務の約3分の1が当センター管内に集中しており、循環社会推進課や各健康福祉センターと連携しながら広域的な事務処理を行っています。

表3 産業廃棄物に係る許可申請および届出件数の推移

年 度	収集運搬業				処 分 業				処理施設 許可・届出	計
	許可申請			届出	許可申請			届出		
	新規	更新	変更		新規	更新	変更			
平成 29 年度	45	93	13	633	1	8	2	26	13	834
平成 28 年度	45	94	15	566	1	8	1	38	27	795
平成 27 年度	42	92	8	542	1	8	2	37	19	751

## 3 廃棄物に関する監視指導

### (1) 産業廃棄物処理業等に対する監視指導

産業廃棄物については、野外焼却や不法投棄など不適正処理に関する様々な問題が全国的に生じています。当センターでは、廃棄物処理法に基づく(特別管理)産業廃棄物収集運搬業の許可を行うとともに、(特別管理)産業廃棄物処分業および一般・産業廃棄物処理施設の設置許可(県知事の許可)の申請窓口となっており、これら許可業者や排出事業者に対して、廃棄物処理法に基づく監視や適正処理に係る指導を行っています。

また、休日や夜間のパトロール(民間委託を含む)など、不法投棄等のおそれのある場所を中心とした定期的な監視も継続して実施しています。

表4 廃棄物関係施設立入検査件数の年度推移

区 分	年 度	産業廃棄物 処理業	産業廃棄物 処理施設	一般廃棄物 処理施設	計
立入検査	平成 29 年度	315	278	171	764
	平成 28 年度	319	304	162	785
	平成 27 年度	280	304	165	749

## (2) その他の監視指導

使用されなくなったPCB(ポリ塩化ビフェニル)入りの変圧器(トランス)やコンデンサー、安定器等のPCB廃棄物の保管施設に立入検査を行い、保管状況を確認するとともに、PCB廃棄物については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」で処分期限が定められていることから、早期の処分を行うよう指導しています。

また、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に基づき登録や許可を受けている引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者の施設への立入検査を行い、使用済自動車の適正処理に係る指導を行っています。

## 4 廃棄物の適正処理推進に関する取り組み

当センターでは、福井地区廃棄物不法処理防止連絡協議会(※)を設置し、関係機関の連携を図るとともに、合同パトロールの実施や不法処理防止に係る啓発活動、不法投棄廃棄物の撤去等を通じて、廃棄物の適正処理を推進しています。

※福井地区廃棄物不法処理防止連絡協議会（事務局 当センター）

（構成） 福井市、永平寺町、農林総合事務所、土木事務所、警察署、森林組合、  
漁業協同組合、福井県産業廃棄物協会、当センター

### (1) 不法投棄物の撤去について

不法投棄は、投棄者が不明な場合が多く、投棄物の撤去は土地所有者に大きな負担となり、撤去が困難化して放置状態になるばかりでなく、新たな不法投棄を助長する要因となります。また、生活環境保全上の支障をきたすおそれもあることから、行政、事業者および住民が連携した撤去方策を推進することが必要になります。

このため、福井地区廃棄物不法処理防止連絡協議会では、地域住民ボランティアや産業廃棄物協会などの協力を得ながら、不法投棄廃棄物の撤去支援を行っています。

### (2) 不法処理防止に係る啓発活動について

県内の各センターでは、6月の「環境月間」、12月の「不法投棄等防止啓発強調月間」を中心に不法処理防止に係る啓発活動を実施しており、啓発リーフレットの配布、排出事業者や処理業者に対する実地監視などを通じ、再資源化の促進等、廃棄物の減量化や適正処理の推進についての意識啓発を図っています。

### (3) 産業廃棄物の適正処理に関する研修会について

廃棄物処理法に基づき、事業者は、その産業廃棄物を適正に処理する責任があり、産業廃棄物処理業者に処理を委託する場合には、委託契約を締結し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付するなどの義務があります。

当センターでは、これらの委託契約などの手続きを分かり易く周知するため、平成29年11月2日に中小規模の排出事業者を対象とした「産業廃棄物処理基礎講座」を開催し、134名の方々が参加しました。

## 22 公害

当センターでは、水・大気環境を保全するため、各公害防止関係法令に基づく届出の審査業務や工場・事業場等への監視指導、水質、大気等の環境調査などに取り組んでいます。

### 1 公害関係法令

「大気汚染防止法」「水質汚濁防止法」「土壌汚染対策法」「ダイオキシン類対策特別措置法」「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」「福井県公害防止条例」などの法令・条例に基づく届出に対し、その内容が適切か審査するとともに、事業場への立入検査を行い、施設の適正な維持管理などについて指導を行っています。

表1 各法令に基づく届出工場・事業場数

(平成30年3月31日現在)

公害関係届出対象工場・事業場	工場・事業場数
大気汚染防止法対象工場・事業場(電気・ガス事業法/VOC)	265 (103/2)
水質汚濁防止法対象工場・事業場(福井市を除く)	31
ダイオキシン類対策特別措置法対象工場・事業場	18
公害防止管理者選任工場・事業場	17
福井県公害防止条例特定工場・事業場	12
福井県公害防止条例特定施設設置工場・事業場	32
公害防止管理責任者選任工場・事業場	100

表2 公害関係苦情の発生件数

市町	年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	計
福井市	平成29年度	4	0	1	0	0	6	11
	平成28年度	7	0	0	0	1	5	13
永平寺町	平成29年度	0	5	0	0	0	0	5
	平成28年度	0	2	0	0	0	0	2
計	平成29年度	4	5	1	0	0	6	16
	平成28年度	7	2	0	0	1	5	15

## 2 水・大気環境の保全

油の流出や魚類のへい死等の水質事故に対しては、関係機関と連携しながら、その被害拡大の防止、原因究明および原因者に対する指導等、迅速な対応に努めています。また、建築物の解体における特定粉じん(アスベスト)排出等作業では、作業基準の遵守状況や排出されるアスベスト廃棄物の適正処理について、事前に計画を確認するとともに、立入検査により作業場の隔離・養生等が適切かどうか確認を行い、健康被害の発生防止に努めています。

表3 公害関係事業場等立入検査件数（平成29年度）

大気汚染防止法 ばい煙発生施設	水質汚濁防止法 特定工場	ダイオキシン類 特定施設	公害防止条例 特定工場	アスベスト 排出等作業
107	14	37	9	50

## 3 地下水汚染の防止

地下水汚染を早期に発見するため、毎年、全般的な地下水の概況を把握するための調査を実施しています。その概況調査で汚染が発見された時には、汚染の範囲や汚染源を特定するための汚染井戸周辺調査を実施し、汚染原因者に対して浄化対策を指導しています。

また、地下水汚染が発見された地区では、継続的な監視を行うため、継続監視調査を実施しています。

## 4 地盤沈下の防止

県公害防止条例では、地盤沈下を防止するために、揚水機の吐出口断面積19.6cm<sup>2</sup>以上の井戸等の設置について、事前の届出を義務づけており、地下水採取者に対し、節水や水利用の合理化を指導しています。

また、「福井県地盤沈下対策要綱」では、過去に著しい地盤沈下が観測された福井市南部地域について、地下水の揚水抑制などの指導を行っています。

## 5 フロン類の排出抑制の推進

業務用エアコン、業務用冷蔵冷凍機器を整備・廃棄する際には、「フロン類の使用の合理化及

び管理の適正化に関する法律」(フロン排出抑制法)に基づいて冷媒フロン類の充填、回収が行われています。これらの充填、回収を業として行う第一種フロン類充填回収業者は、都道府県知事の登録を受ける必要があります。当センターでは、事業者が適切な資格や装置を有しているかなどについて登録審査を行うとともに、登録事業者への監視指導を行っています。

表 4 フロン排出抑制法に基づく登録事業者数 (平成30年3月31日現在)

第一種フロン類充填回収業者	231
---------------	-----

## 23 地域保健・福祉・環境関係職員研修

多様化する住民ニーズや価値観・ライフスタイルの中で、住民の生活に密着した身近な課題について、きめ細かく総合的なサービスを提供していくためには、地域保健・福祉・環境を担う人材の育成が重要となっています。

そのため、当センターでは、保健・福祉・環境関係の基礎的知識の習得を目的とした「一般研修」と専門性向上を目的とした「実践研修」による「地域保健・福祉・環境関係職員研修」を実施しています。

また、管内市町および当センターの代表者による企画検討委員会を設置し、研修の企画・立案、評価・検証を行っています。

表1 地域保健・福祉・環境関係職員研修実施状況 (平成29年度)

実施日	内容・講師	人数
平成29年 4月27日	テーマ:災害発生時の避難所立ち上げ 講師:福井大学医学部看護学科 酒井明子 教授 ○講義 「大規模自然災害時の住民支援」～避難所の立ち上げについて～ ○演習 「避難所立ち上げの実際(グループワーク)」	39
5月10日	テーマ:データ分析 講師:当センター 四方医幹 ○講義 「医療・健診・介護等 新標準データセット」 データ読み取り	36
8月25日	テーマ:効果的なチラシの作り方 講師:当センター 四方医幹 さばえNPOサポート広報担当職員 松田恵 氏 ○講義 「効果的なチラシを作る時のポイント」～保健情報の見せ方～ ○演習 「実際にチラシを修正してみよう」	30
10月19日	テーマ:クレーム対応 講師:臨床心理士 齊藤荘二 氏 ○講義 「クレームに潜んだメンタルヘルス問題の対応について」 ○事例検討	41
10月25日	テーマ:災害発生時の要配慮者対応 講師:福井大学医学部看護学科 酒井明子 教授 ○講義 「大規模災害時の要配慮者支援」 ○演習 ①要配慮者トリアージ②研修後に行政はどう行動すべきか	41

※会場:当センター 対象者:福井市・永平寺町・当センター職員

表2 地域保健・福祉・環境関係職員研修企画検討委員会実施状況 (平成29年度)

実施日	開催場所	内容	人数
平成29年 5月17日	当センター	・平成29年度研修計画	10
平成30年 3月7日	当センター	・平成29年度の研修の実績報告および評価 ・平成30年度研修計画	10

## 24 研修生・実習生の受入れ

### 1 臨床研修医師の受入れ

当センターにおける多様な業務を理解、体験することで、医師として必要な公衆衛生活動に対する具体的な知識、態度等を身につけることを目的に研修医の受入れを行っています。

表 1 臨床研修医師受入状況 (平成 29 年度)

医療機関名	期間	人数
福井大学医学部附属病院	平成 29 年 9 月 1 日～10 月 31 日	1
	平成 29 年 12 月 1 日～12 月 31 日	1

### 2 実習生の受入れ

地域における保健福祉の行政機関としての当センターの機能、役割を知り、実際の体験を通して理解を深めることを目的に、医学生、看護学生、管理栄養科学生等の実習生の受入れを行っています。

表 2 実習生受入状況 (平成 29 年度)

学校名	種別	期間	人数
福井大学医学部医学科	医	平成 29 年 5 月 19 日～6 月 30 日 ※毎週金曜日 7 日間	6
福井県立大学看護福祉学部看護学科	看護	平成 29 年 4 月 11 日～4 月 14 日 平成 30 年 3 月 1 日	7 38
福井大学医学部看護学科	看護	平成 29 年 6 月 12 日～7 月 7 日 平成 29 年 12 月 4 日～12 月 15 日	3 3
神戸女子大学家政学部管理栄養士養成課程 園田学園女子大学人間健康学部食物栄養学科	栄養	平成 29 年 9 月 7 日～9 月 13 日	2

## 25 学校保健と地域保健の連携

地域保健対策の推進に関する基本的な指針が平成24年7月に一部改正され、その中で、ライフステージを通じた正しい生活習慣の確立のためには、生活習慣が形成される時期に展開される学校保健と地域保健とが密接に連携することの意義が極めて大きいとされています。

これまでも各種業務や情報交換等、様々な形で連携を継続しており、平成29年度は、市町養護教諭部運営研究会での情報提供などを通して、健康福祉センターが保有する専門知識や技術を教育の場に提供しています。

### 平成29年度実施状況

内 容	回 数
情報提供・普及啓発 (薬物乱用防止、歯科保健関係等)	2 * 養護教諭研修会時